

設 計 書

鹿沼市立東小学校屋内運動場空調設備設置工事(電気設備工事)

場 所 鹿沼市 東末広町

工 期 令和9年3月31日 まで

設 計 概 要

屋内運動場のアリーナ、および 卓球場の空調設備設置に伴う 電気設備工事 一式

検算者

担当者

鹿 沼 市 役 所

(甲-1)

設 計 書

設計金額

内訳

工事価格

消費税相当額

変更前回実施

変 更 今 回

設計額

工事価格

消費税

請負工事費

請負額

請負価格

消費税

請負代金

請負率

設計額

工事価格

消費税

請負工事費

請負額

請負価格

消費税

請負代金

増減額

変更理由

鹿 沼 市 役 所

(甲-2)

工事費内訳

2

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式		
電気設備工事に伴う建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

共通仮設費(積上) 明細

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
トラッククレーン運転 (油圧伸縮ジャブ型)	4.9t吊り ハンドレタ付き 賃料 標準	1	日			
土壌調査 (溶出試験)	試料採取 土壌分析 (30項目) 報告書作成含む	1	式			
カラーコーン	基本料 30日賃料	51	個			
コーンウェイト	基本料 30日賃料	51	個			
コーンバナー2000mm	基本料 30日賃料	50	本			
計						

工事種別内訳

名	称	数	量	単	位	金	額	備	考
電気設備工事		1			式				
電気設備工事に伴う建築工事		1			式				
	計								

電気設備工事 種目別内訳

5

[illegible]

電気設備工事に伴う建築工事 種目別内訳

名 称		数 量	单 位	金 額	備 考
建築工事		1	式		
計					

電気設備工事 科目別内訳

電気設備工事								
名	称	数	量	単 位	金	額	備	考
受変電設備		1		式				
動力設備		1		式				
電灯設備		1		式				
構内配電線路		1		式				
発生材処理		1		式				
	計							

建築工事								
名	称	数	量	単 位	金	額	備	考
既存受変電設備面体塗装		1		式				
受変電設備基礎		1		式				
動力設備基礎		1		式				
計								

電気設備工事 中科目別内訳

9

電気設備工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
受変電設備	受変電設備	1	式		
計					
動力設備	動力分岐	1	式		
計					
電灯設備	電灯分岐	1	式		
計					
構内配電線路	構内配電線路	1	式		
計					
発生材処理	積込・運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

建築工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
既存受変電設備面体塗装	塗装工事	1	式		
計					
受変電設備基礎	基礎工事	1	式		
計					
動力設備基礎	基礎工事	1	式		
計					

電気設備工事		受変電設備		受変電設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
受変電設備改修	改修後高圧受変電設備単線結線図による	1	式			
計						

電気設備工事 細目別内訳

12

電気設備工事		動力設備		動力分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)	2.0mm	141	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) (PF管内)	2.0mm	12	m			
EM-CEケーブル	5.5mm2- 3C ヒット・天井	36	m			
EM-CEケーブル	5.5mm2- 3C 管内	16	m			
EM-CEケーブル	14mm2- 3C ヒット・天井	79	m			
EM-CEケーブル	14mm2- 3C 管内	101	m			
EM-CEケーブル	14mm2- 3C FEP内 (PF・CD)	24	m			
EM-CEケーブル	22mm2- 3C ヒット・天井	31	m			
EM-CEケーブル	22mm2- 3C 管内	38	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 (内外溶融亜鉛メッキ) 28mm	29	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 (内外溶融亜鉛メッキ) 36mm	8	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 (内外溶融亜鉛メッキ) 54mm	8	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 (内外溶融亜鉛メッキ) 70mm	33	m			
ねじなし電線管 (E)	露出配管 39mm	16	m			
ねじなし電線管 (E)	露出配管 51mm	10	m			

電気設備工事 細目別内訳

13

電気設備工事		動力設備		動力分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
波付硬質合成樹脂管 (FEP)	(50)	12	m			
異種管接続材料 (FEP用A型)	50mm	2	組			
プルボックス	200×200×200 露出塗装 接地端子付	1	個			
プルボックス	溶融亜鉛メッキ (WP) 200×200×100 接地端子付	1	個			
プルボックス	溶融亜鉛メッキ (WP) 200×200×200 接地端子付	8	個			
屋体空調動力盤	鋼板製 屋外自立屋根付	1	面			
二種金属製可とう電線管 (電動機等接続)	30mm ビニル被覆有・防水	7	か所			
二種金属製可とう電線管 (電動機等接続)	38mm ビニル被覆有・防水	1	か所			
埋設標識シート	2倍長 (W) 150	11	m			
根切り	小規模土工	2	m ³			
埋戻し (B種)	小規模土工 発生土	1	m ³			
埋戻し (A種)	小規模土工 山砂の類	1	m ³			
土工機械運搬	根切り、埋戻し (小規模土工)	1	往復			
計						

電気設備工事		電灯設備		電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600Vホ [®] リエチレン絶縁 耐燃性ホ [®] リエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF 1種金属線び(MM1)	1.6mm- 3C モール内 A型(25.4mm)	1 1	m m			
計						

電気設備工事 細目別内訳

15

電気設備工事		構内配電線路		構内配電線路		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)	14mm2	2	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE) (PF管内)	14mm2	175	m			
EM-CETケーブル	150mm2 ビット・天井	3	m			
EM-CETケーブル	150mm2 FEP内 (PF・CD)	349	m			
波付硬質合成樹脂管 (FEP)	(80)	530	m			
ハットホル(既製品)	中耐重蓋共 900× 900× 900 一 般 部	4	個			
ハットホル(既製品)	重耐重蓋共 900× 900× 900 一 般 部	1	個			
地中埋設標	コンクリート製	7	個			
埋設標識シート	2倍長 (W) 150	170	m			
根切り	小規模土工	97	m3			
埋戻し (B種)	小規模土工 発生土	73	m3			
埋戻し (A種)	小規模土工 山砂の類	24	m3			
グラント復旧	砂敷ならし	7	m3			
計						

電気設備工事 細目別内訳

16

電気設備工事		発生材処理		積込・運搬		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発生材積込み	コンクリート類	1	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 コンクリート類	1	m3			
建設発生土運搬	ダンプトラック 10t積級 土砂	26	m3			
計						

電気設備工事		発生材処理		処分		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
残材処分	コンクリート	1	m3			
残土処分		26	m3			
計						

電気設備工事に伴う建築工事 細目別内訳

18

建築工事		既存受変電設備面体塗装		塗装工事		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
キュービクル 塗装足場	脚立足場 供用 10日賃料 掛払い手間 基本料 修理費 運搬費含む階高4.0m以下 23㎡程 度	1	式			
D P塗り 改修仕様	キュービクル (外部面、ベース) 鉄鋼面 2級 アクリルシリコン樹脂塗料 中塗り 1回上塗り1回 錆止め塗装 E種 下地調整RB種	33.2	㎡			
計						

電気設備工事に伴う建築工事 細目別内訳

19

[illegible]

電気設備工事に伴う建築工事 細目別内訳

20

建築工事		動力設備基礎		基礎工事		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
既存撤去						
カッター入れ		5.3	m			
コンクリート撤去	鉄筋切断共 コンクリートブレイカ 集積共	1.2	m ³			
犬走復旧						
砂利地業	再生クラッシュラン	0.4	m ³			
差筋アンカー	D10 L=0.45m 横向打	14	本			
異形鉄筋(SD295)	D10 小口	23.4	kg			
鉄筋加工組立	小型構造物 -	22.5	kg			
鉄筋運搬費		22.5	kg			
鉄筋スクラップ 控除	ヘビー H 2	0.6	kg			
型枠	普通合板型枠 - 基礎部 -	0.9	m ²			
型枠運搬費		0.9	m ²			
コンクリート材料 21(N/mm ²)	鹿沼	0.4	m ³			
コンクリート打設手間	小型構造物 人力打設 工作物の基礎等 S15～S18 -	0.4	m ³			
コンクリート面直均し	木ゴテ 1回	3.5	m ²			

建築工事		動力設備基礎		基礎工事		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
構造体強度補正	6N	0.4	m3			
機器類コンクリート基礎	コンクリート部1110W*615D*555H 砕石部 1110W*615D*120H	1	か所			
計						

建 築 工 事 仕 様 書

令和8年5月1日適用

I 共通仕様

1. 工事積算について

本工事の積算は、栃木県県土整備部発行の建築工事積算基準 令和8年4月1日改定(改修電気設備工事)による。

共通費算出の為の工期は5.0カ月とする。

新設材の加工等により発生するスクラップの控除価格は、一般工事として共通費等を算出する。

撤去および解体により発生する有価物の控除価格は、共通仮設費、現場管理費および一般管理費の対象外として共通費等を算出する。

2. 工事仕様について

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書(質問回答書含む)に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」により施工するものとする。

最新情報及び改訂版等の管理は適宜行い、内容等に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

3. 下請業者の選定

受注者は、一次下請業者を選定する際、当該建設業者の社会保険等加入状況を確認のうえ、社会保険等に参加している建設業者を選定しなければならない。なお、二次下請以下の建設業者についても、原則、社会保険等に参加している建設業者を選定すること。

4. 成果品の電子納品について

受注者は、「鹿沼市電子納品運用ガイドライン」を遵守のうえ、成果品を電子納品すること。

5. 工事看板の設置基準について

工事看板の設置基準は、以下の URL を参照すること。

○鹿沼市 HP: <https://www.city.kanuma.tochigi.jp/manage/contents/upload/57d9000a825fd.pdf>

6. 提出書類

受注者は、工事資料の作成にあたって別紙の鹿沼市工事資料一覧表を参照すること。

Ⅱ 特記仕様

1. 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事において法定外の労災保険に付さなければならない。法定外の労災保険とは、業務や通勤に起因した労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して、労働者災害補償保険法(労災保険法)による労災補償給付とは別に、企業が独自の立場から補償給付の上積みを行うための保険をいう。

2. 週休2日制工事

本工事は、「通期の週休2日」に取り組むことを前提とした発注者指定型の営繕工事である。受注者は契約後、「週休2日制工事の実施計画書(様式第1号)」により発注者と協議したうえで週休2日制工事に取り組むこと。

3. 契約保証費について

本工事は、契約保証費を含む。

4. 安全対策と工程管理について

施工にあたっては近隣及び児童、学校関係者等安全面に十分注意した工事計画を立て、作業ごとに作業期間や作業手順等を明確にした工程表を作成し承諾を受けること。また、監督職員との工程管理協議を密にし極力工期短縮に努めること。

5. 工場製作のみが行われている期間について

本工事では、受変電設備の工場製作のみが行われている期間が生じることを想定している。

工場製作のみが行われている期間は、共通費算出の為の工期に含めない。共通費算出の為の工期は5.0カ月とする。また、工場製作のみが行われている期間は週休2日制工事の対象期間に含めない。

6. 建設発生土の処分について

受注者は、本工事における建設発生土を工事仕様及び関連する法令に基づき適正に処分しなければならない。

7. 建設発生土処理場所

鹿沼市深津 269-1 運搬距離 9.7km 程度

処分先、費用に変更が生じる場合は、監督職員と協議する。

8. 現場作業期間及び施工条件について

(1) 施工にあたっては市監督員、鹿沼市教育委員会事務局職員並びに学校関係者、学童保育施設関係者と連絡・調整を行い、学校及び学童保育施設運営に支障をきたさぬよう、安全面に十分注意した改修工事計画を立て、作業エリアごとに作業期間や作業手順等を明確にした工程表を作成し承諾を受けること。

また施工に先立ち、現場を十分に調査し施工に支障がないこと等をあらかじめ確認し、監督員に施工図等で承諾を得ること

(2) 現場の事前調査及び施工は、学校の通常授業と並行しながらの作業になるため、安全面には十分注意すること。

(3) 学校行事日(式典、テスト、運動会、参観日等)の工事については、学校と十分に協議すること。

(4) 学校関係者への周知のため速やかに現場調査の上、工程表を作成すること。

(5) 土曜、日曜、祝日等の学校閉庁日の作業は、学校との事前協議調整により可能とする。

【冬休み】

令和8年12月26日から令和9年1月7日まで

【学校の業務時間】

月曜から金曜 : 午前8:00から午後4:30まで(通常勤務時間)

土曜、日曜、祝日、12月27日～1月5日 : 休業

【東小学童保育施設の業務時間】

月曜から金曜 : 午後1:30から午後6:00まで(通常勤務時間)

土曜 : 午前8:00から午後6:00まで(通常勤務時間)

日曜、祝日、12月28日～1月3日 : 休業

冬休み期間中の平日の業務時間: 午前8:00から午後6:00まで(通常勤務時間)

9. 他工事との取り合いについて

分離発注工事である機械設備工事の受注業者と綿密な打合せを行い工事全体に支障が出ないよう十分な調整を行う事。

10. 工期について

本工事は令和9年度への繰越を予定しており、議会の承認が得られ次第、担当者と協議の上、工期を延長することができる。

特記仕様書

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 対象とする調達検討資材は、受注者からの「様式 1_調達検討資材に関する協議書」及び「添付 2_工事打合せ簿」による発議に基づき監督職員と協議の上決定するものとする。
3. 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「様式 1_調達検討資材に関する協議書」を監督職員に提出し、協議するものとする。
4. 受注者は、別途「様式 2_調達検討資材に関する実施報告書」及び調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

なお、設計変更の対象は以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（別途調達経費を含む）

鹿沼市工事資料一覧表(営繕工事)

※1 1. 提出書類

No.	工 事 資 料 名	1000万円未満	検査資料	1000万円以上	検査資料	備 考
1	施工体系図	△	△	△	△	建24-7、建則14の6
2	施工体制台帳	△	△	△	△	建24-7、建則14の6
3	工事部分下請通知書	○	●	○	●	契9
4	再生資源利用・利促進(実施)書(計画書は施工計画書)、データ※5	○	●	○	●	リサイクル法
5	建設副産物処理承認申請書・同処理調書(産廃処理業者及び収集運搬業者の許可証と契約書写し、処理場等書類と写真添付)	○	●	○	●	特記仕様書
6	設計図書照査表	○	●	○	●	契19
7	実施工程管理図表(月毎及び完成時)	○	●	○	●	標準仕様書、契13
8	総合施工計画書	○※2	●	○	●	標準仕様書
9	工種別施工計画書(施工要領書)	○	●	○	●	標準仕様書
10	工種別施工報告書	○	●	○	●	標準仕様書
11	工事打合せ簿	○	●	○	●	契11の2、11の4
12	工事写真 ※6	○	●	○	●	契16、鹿沼市電子納品ガイドライン
13	材料機器承諾図	○	●	○	●	契15
14	主要資材(及び機器)数量比較調書	○	●	○	●	標準仕様書
15	施工図・見本・カタログ等見本帳	○	●	○	●	標準仕様書
16	工事検査記録	○	●	○	●	標準仕様書
17	工事材料試験検査記録	○	●	○	●	標準仕様書
18	製品の立会い検査願い	△	△	△	△	標準仕様書
19	官公署届出書一覧(写し共)	○	●	○	●	標準仕様書
20	竣工図・施工図(製本)	○		○		
21	電子納品成果品(事前協議チェックシート、電子媒体納品書含む)	電子納品の範囲については監督員と協議による				鹿沼市電子納品ガイドライン
22	保全に関する書類(完成図、取扱い説明書、保証書等)	○	●	○	●	
23	その他	監督員が必要と認める資料				
		○:作成資料 ●:検査で確認する資料 △:該当する場合に作成する資料(検査で確認)				

※1 提出書類とは、施工に伴い作成する資料であって、完成時には現場とともに引き渡す書類である。

※2 1000万未満の総合施工計画書に記載する事項

- 1 工事概要
- 2 現場組織表
- 3 緊急時の体制及び対応
- 4 再生資源利用・利用促進(計画)書
- 5 その他(請負者・発注者が工事施工上必要な事項)

※3 請負額100万円未満の工事資料については、工事写真と出来形のわかる資料とする。(施工計画書等は不要)

※5 建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用して登録した場合は、電子データの提出不要。電子データで提出する場合、国土交通省のホームページより配布している様式(Excel版)で作成する。

※6 インデックスプリントは監督員が指示した場合作成する。省略する場合は、検査時に電子データ(写真等)を確認できる用意をする。

※4 2. 請負者手持ち資料

No.	工 事 資 料 名	検査資料	備 考
1	産業廃棄物マニフェスト	△	廃掃12の3、特記仕様書
2	交通整理員集計表及び伝票		
3	安全教育実施記録簿(写真添付)		安59、安則35
4	建退共証紙購入報告書・建退共証紙受払簿		中小企業退職金共済法
5	有資格者証写し一覧表(元請け、下請け)		安14、安則16
6	新規入場者教育実施記録簿(状況写真添付)		安59、安則35
7	KY 活動等実施記録簿(状況写真添付)		安則35
8	作業員名簿(自社・下請)		安30
9	社内パトロール実施記録簿(状況写真添付)		考査
10	安全協議会等の実施記録簿(状況写真添付)		標準仕様書、考査
11	工事カルテ(請負額500 万円以上)		特記仕様書
12	創意工夫提案資料(状況写真添付)	△	考査
13	地域コミュニケーション、ボランティア活動記録(状況写真添付)	△	考査
14	使用機器車両の点検記録		
15	休暇期間の巡視計画書		

※4 請負者手持ち資料とは、発注者に提出を要しないもの。ただし、施工段階あるいは完成検査時に、必要に応じて確認を求めることがあるもの。(原本・原稿等提示)

建	建設業法
建則	建設業法施行規則
廃掃	廃棄物処理法
安	労働安全衛生法
安則	労働安全衛生規則
労基	労働基準法
契	鹿沼市建設工事請負契約書
標準仕様書	公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備編、機械設備編) 公共建築改修工事標準仕様書、 建築物解体工事共通仕様書
考査	考査項目別運用表

鹿沼市立東小学校屋内運動場空調設備設置工事（電気設備工事） 特記仕様書

I 工事概要		
1. 工事場所	鹿沼市 東末広町	
2. 建物概要		
建築物名称	構造概要	延べ面積 (㎡)
屋内運動場	S 造 2 階建	1,043.12 ㎡
		防火対象物区分
		(7)

3. 工事種目（●印付けたものを適用し各一式とする。）

工事種目	建物名称					
	屋内運動場	校舎				屋外
電灯設備	○	●	○	○	○	○
動力設備	●	○	○	○	○	○
電熱設備	○	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	○	○
受変電設備	○	○	○	○	○	●
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○	○
発電設備	○	○	○	○	○	○
構内交換設備	○	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○	○
拡声設備	○	○	○	○	○	○
誘導支援設備	○	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○
駐車場管制設備	○	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○
火災報知設備	○	○	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○	○
発生材処理	●	●	○	○	○	●
構内配電線路	○	○	○	○	○	○
構内通信線路	○	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除	○	○	○	○	○	○

II 電気設備工事仕様

1. 共通仕様

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「標仕」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「改修標仕」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「標準図」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

- 質問回答書（（2）から（5）に対するもの）
- 現場説明書（建築工事仕様書含む）
- 特記仕様書
- 図面及び設計書
- 標仕、改修標仕及び標準図

また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共通仕様書（令和7年度版）」（以下、「公住仕」という。）及び公共住宅改修工事共通仕様書（初版）（以下、「改修公住仕」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

- 質問回答書（（2）から（7）に対するもの）
- 現場説明（建築工事仕様書含む）
- 特記仕様書
- 図面及び設計書
- 標仕、改修標仕及び標準図
- 公住仕及び改修公住仕
- 機材の品質・性能基準（令和7年度版）（以下、「品質・性能基準」という。）

2. 特記仕様

- 章は●印が付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用する。
- 特記事項に記載の（. . . ）内表示番号は、標仕の当該項目を表す。
- 特記事項に記載の（公住仕. . . ）内表示番号は、公住仕の当該項目を表す。

● 1 章 一般共通事項

○1 工事実績情報システム(コリンズ)への登録 (1.1.4)

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

○2 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち 1 以上に加える。
契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注に於いては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○3 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること

○4 調査試験に対する協力

- 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

○5 施工従事者

契約電力500kW 以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

・**6 施工条件明示 (1.3.3)**
工事車両の駐車場所 〃敷地内 〃敷地外（ ）
資機材の置場所 〃敷地内 〃敷地外（ ）

○7 埋設物の調査等

給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

○8 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
[工事故等が発生した場合の早期報告の徹底について]

万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。
工事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。
なお、事故発生 の通報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。
また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

・9 交通安全管理 (1.3.6)

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（令和5年11月30日栃木県公安委員会告示第61号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

○10 環境対策

- 騒音・振動対策
受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日国交省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

- 排出ガス対策
受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

- グリーン購入法
受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達 の推進 に関する法律」（平成12年法律第100号。 「グリーン購入法」という。）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

○11 発生材の処理等

〔発生土〕
○構内指示の場所に数均し
○構内指示の場所にたい積
たい積場所（ ）
○構外指示の場所にたい積
○構外搬出指示の場所にたい積
たい積場所（ ）

●構外搬出適切処理
(処理場所は入札条件書(特記事項)による)
・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。

〔発生土以外の発生材〕
・引渡しを要するもの ○有 名称（ ） ●無
・特別管理型産業廃棄物 ○有 名称（ ） ●無
処理方法（ ）
・再利用及び再資源化を図るもの ○有 名称（ ） ●無
・廃P C B等は関係法令により適切に処理し、施設管理者に引き渡すこと。
・六フッ化硫黄ガス、イオン化式感知器は関係法令により適切に回収、処理すること。
・蛍光ランプ、水銀ランプ等の水銀を使用しているランプは工事監理指針等により適切に処理すること。
※上記に指定されていないものは、標仕1.3.9(2) (x) 及び「建設廃棄物処理指針」（平成22年版）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。

- 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成・提出し、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。なお、「建設混合廃棄物の現場分別」については、「現場分別マニュアル」も参考に分別の徹底に取り組むこと。
関東地方整備局 HP > 技術情報 > その他 > 建設リサイクル
https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000094.html
- 建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
- 建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
- 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調査」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
- 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

○12 再使用機器

既存電源回路の絶縁測定を行い、記録したうえで再使用機器の取り外しを行うこと。
取り外し前に、機器の機能及び状態を確認し、工事写真管理を行うこと。
機材に損傷を与えないように取り外し、適正に養生を行い、保管すること
再使用機器取り外し後再使用する機器は、清掃後絶縁測定のうち取り付ける。

○13 機材の品質等 (1.4.2)

本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。

なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編集『建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿』に記載されている製造者の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

○14 機材の検査

現場に搬入する機材について、監督職員の検査を受ける機器の種別をあらかじめ協議すること。

○15 下請負人の選定及び工事材料の選定

○受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

○受注者は、市内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様と適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

・16 見本施工 (1.5.3)

○次に示す事項について、見本施工を実施すること。

○17 施工の検査に伴う試験 (1.5.4)

各種試験、試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力（電力デマンド）を抑制するよう計画し、監督職員と協議すること。

・18 化学物質の濃度測定 (1.5.7)

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。

測定方法 ○パッシブ型 ○アクティブ型
着工前の測定 ○行わない ○行う
測定対象室 ○図示 ○
測定箇所数 ○図示 ○

（住宅工事の場合は1住戸当たり2室以上）

報告の様式等については監督職員の指示による

○19 化学物質を発散する建築材料等 (1.5.7)

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（5）を満たすものとする。

- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 接着剤は可塑剤（フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものを使用する。
- 接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- （1）、（3）及び（4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○20 完成図等 (1.7.2.3)

●作成する
●完成図
○作成しない
●製本 提出部数
複写2つ折り製本、見開きA2 1冊、見開きA3 1冊。
●C D－R 提出部数 2部
●施工図 提出部数 1部
●保全に関する資料 提出部数 1部
公住仕様1.7.2に定める住戸内機材は、取扱説明書の添付及び用途表示をする。（公住仕1.7.3）

○21 施工図等の取り扱い (1.7.2)

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

○22 電子納品

◎適用基準は「鹿沼市電子納品ガイドライン(第5版)」とする。
設計CADデータの貸与 〃無 ◎有（著作者名 鹿沼市）
◎貸与するCADデータを当該工事にあつては完成図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。
◎書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

○23 工事写真

工事写真の整備は、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）（令和5年版）」に準拠するほか、監督職員の指示による。

○24 工事用仮設備

すべて受注者の負担とする。
構内につくることが ●出来る ○出来ない（ ）
仮設計画は、現場の状況を優先する。

○25 足場枠種類 (2.1.1)

- 別契約の関係請負者が設置したものを無償で使用できる。
- 本工事で設置とする。

○26 工事用の電力、水、その他

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。
電気主任技術者の費用（申請・試験・点検・検査・立会）及び引き渡しまでの維持費は本工事に含む。

○27 電気料金

本受電から工事完成引渡日（検計日）までの電気料金は市負担とする。
なお、本電力は試験調整用とする。

○28 耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版独立行政法人建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

- 設計用水平地震力
機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。
設計用標準水平震度

設置場所ほか		●特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び 塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防震支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・ 1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防震支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

※1 水槽類には、オイルタンク等を含む。			
重要機器			
○配電盤	○発電装置（防災用）	○交流無停電電源装置	○直流電源装置
○交換機	○火災報知器受信機	○中央監視装置	○
○	○	○	○

上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
（2）設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時にたらくものとする。

○29 不正軽油使用の防止対策

- 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。
- 本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。また、県または市が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

○30 過積載対策

- ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。
- 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
 - 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - （1）～（8）のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

○31 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 鹿沼市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- （1）により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

○32 工事の一時中止

- 鹿沼市建設工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・33 住宅瑕疵担保履行法への対応

受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』（平成19年法律第66号）に基づき、保険への加入または保証金の供託を行うものとする。

○34 墜落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具）とする。

工事名称		鹿沼市立東小学校屋内運動場空調設備設置工事（電気設備工事）	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その１）		図面番号
設計年月日	令和８年８月３１日		E－01
設計者	一級建築士 第227885号 菅沼 徹		
発注者	鹿沼市		

鹿沼市立東小学校屋内運動場空調設備設置工事（電気設備工事） 特記仕様書

●2章 電灯設備

・1 非常用照明器具		
○電池内蔵形	○電源別置形	○蓄電池(10分)＋自家発電設備
・2 誘導灯		
○電池内蔵形	○電源別置形	○標識
・3 配線器具		
(1) 防災設備、コンセントについては消防法に適合すること。		
(2) 住宅用スイッチ、コンセント類は		
○大角形（金属プレート）―共用部		
○ワイドハンドル部 ―住戸内		
・4 住宅用分電盤		
主開閉器・分岐開閉器の定格遮断電流		
[単位A]		
主開閉器	定格電流	定格遮断電流
	30 以下	2,500 以上
	30 を超え 100 以下	5,000 以上
	100 を超え 150 以下	10,000 以上
分岐開閉器	－	2,500 以上
住宅用分電盤内に設置する過電流警報装置の品質及び性能（○「品質・性能基準」 ○ ）		
過電流警報（○シグナル音 ○メッセージ音 ○ランプ ）		

○5 その他

- (1) ○特殊コンセントにはプラグを付属させる。
○機械設備工事機器用コンセントは、プラグ等の仕様について確認し施工を行うこと。
- (2) 次のコンセントのプレートには、電圧等の表示を行う。
- ・単相 200V
 - ・三相 200V
 - ・一般電源用以外（※発電機回路、※UPS 回路等）※赤字等で表示する。
- (3) 次のコンセントは、色別を行う。
- (○ 非常用電源 赤色 ○ UPS電源 緑色 ○ 太陽光電源 緑色)
- (4) 盤類の設置にあたっては、耐震計算書を作成し監督職員に提出すること。
- (5) 屋外灯の設置にあたっては、風圧荷重計算書を作成し監督職員に提出すること。
- (6) アウトレットボックスには、電気方式及び回路番号を表示すること。
- (7) コンセントプレートの表裏両方に適切な方法で盤名称と回路番号の表示を行うこと。
- (8) ブルボックス内のケーブルに適切な方法で内容表示を行うこと。
- (9) 吊ボルト長が1500mmを超える照明器具は、振れ止め施工すること。

●3章 動力設備

・1 機器への接続		
(1) 本工事分電盤より別途空調機室外機への配線の接続は、原則として		
●本工事 ○別途工事 とする。		
(2) 電動機等への接続は、ビニル2種金属製可とう電線管（防水ブリカ）を使用する。		
(3) 遮断器の定格電流は、メーカー推奨品を優先とする。		
○2 その他		
盤類の設置にあたっては、耐震計算書を作成し監督職員に提出すること。		
・電気自動車用充電設備		
・1 充電装置		
(1) 本工事で設置する充電装置は以下とする。		
○電気自動車用急速充電装置 定格電圧		
○電気自動車用普通充電装置 定格電圧（○三相 200V ○単相 200V ○単相 100V）		
(2) 充電用ケーブルは、●別途工事 ○本工事 とする。		

●6章 受変電設備

○1 高圧開閉器（屋外用）		
高圧気中開閉器（SOG）は（●方向性 ●VT 内蔵 ●LA 内蔵） ●既存		
高圧気中開閉器（UAS）は（○方向性 ○VT 内蔵） ○既存		
○2 主遮断装置		
高圧交流遮断器（VCB）は（●手動式 ○電磁式） ○既存 ●新設		
○3 設備内容		
進相コンデンサ（自動力率制御 ○有 ●無） ●既存		
デマンド監視装置（●有 ○無） ●既存		
避雷器（●有 ○無） ●今回撤去		
○4 配電盤		
○屋内形（○開放形 ○閉鎖形） ●屋外形 ●キュービクル式非常電源専用受電設備認定準拠品		
○5 その他		
以下の書類を作成し監督職員に提出すること。		
●保護継電器の保護協調曲線 ●換気量計算書 ●耐震計算書		
●認定キュービクルに準拠していることを示す盤メーカーの証明書		
防振材・防振装置を介して設置する機器の耐震支持は、耐震スツッパの構造を有すること。		
●既存キュービクルにおいて、改修後高圧受変電設備単線結線図に記述の改修を行う		

●2 1 章 構内配電線路

○1 配線方式		
●地中線式 ○架空線式		
○2 地中線路の余長		
マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。		
○3 付属品		
○マンホール用梯子 ●ハンドホール用手カギ		
・4 屋外灯設備		
(1) 電源供給方式		
○共用盤から供給 ○単独ソーラ供給 ○単独引込（定額料金）		
(2) 点滅方式		
○自動点滅器 ○タイマ		
（廊下共用灯は、○自動点滅器 ○タイマ）		
(3) 鋼管柱		
○塩ビコーティング ●耐候性鋼製		

○5 その他

- (1) ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、ブルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。
- (2) 地中配線には、埋設シート等を管頂と地表面のほぼ中間に設けるものとする。
- (3) 電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。

●2 3 章 その他工事共通事項

○1 施工調査		
・はつり工事は事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。		
・配線・機器工事は、事前に絶縁抵抗、接地抵抗を確認し、監督職員に報告する。		
・石綿事前調査（貸与資料 ●有 ○無）		
○2 停電作業		
・停電作業を行う場合は、事前に停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、監督職員に提出の上、協議する。		
・緊急時等の連絡体制表（電気主任技術者を含む）を作成する		

○3 電線本数・管路

分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは機能を優先し、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。

○4 呼び線（導入線）

長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
呼び線に行先表示を取り付けること。

・5 コンセント

図面に特記なき場合は、コンセント 2P15A（接地極付）は、プラグ不要とする。
図面に特記なき場合は、フロアコンセントはインナーコンセント型とする

・6 一般照明の照度測定

○有 ○無

・7 非常用の照明装置の照度測定

○有 ○無

○8 キャビネット

●キュービクル式配電盤の板厚は下記による。

構成部	鋼板の厚さ(mm)	
	屋内	屋外
側面部	1.6 以上	2.3 以上
底板		1.6 以上
屋根板		2.3 以上
仕切板		1.6 以上
ドア及び前面板		2.3 以上

●制御盤、分電盤の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板等の厚さ(mm)	
	鋼板	ステンレス
0.2㎡以下	1.2 以上	1.0 以上
0.2㎡を超えるもの	1.6 以上	1.2 以上

○端子盤・機器収納ラック等の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板等の厚さ(mm)	
	鋼板	ステンレス
0.1㎡以下	1.0 以上	0.8 以上
0.1㎡を超え0.2㎡以下	1.2 以上	1.0 以上
0.2㎡を超えるもの	1.6 以上	1.2 以上

●制御盤、分電盤、端子盤の仕様は下記による。

- ・ドアの裏面に図面ホルダを設け、盤完成図、該当盤より配線される範囲のコンセント配線施工図および照明配線施工図を収納すること。
 - ・動力盤には動力配線施工図を収納すること。
 - ・特記なき場合、鍵付きの盤は TAK60 相当品とする。
 - ・特記なき場合、屋外盤の保護等級は IP44 以上とする。（キュービクル式高圧配電盤を除く）
 - ・盤内配線は、エコマテリアル製とする。（技術的に困難な場合を除く）
- 制御盤、分電盤、端子盤の線名札の表示項目は下記による。
- ・幹線 表面：電源種別、電線サイズ (例) 3φ200V CET38sq
裏面：行き先 (例) CUB～L-1
 - ・分岐 表面：電源種別、電線サイズ (例) 1φ100V EEF2. 0-3C
裏面：回路番号・名称 (例) ③、回
 - ・不要線 表面：以前の用途 (例) 撤去 GHP 不要線
裏面：離線した年月 (例) 2021 年 4 月取外し
 - ・呼び線 表面：行き先 (例) 3F 天井裏 PBX、事務室西面 0-BOX
 - ・弱電幹線 表面：用途、電線仕様 (例) 非常放送 HP1. 2-20P
裏面：行き先 (例) AMP～T-1
 - ・弱電分岐 表面：用途、電線仕様 (例) 非常放送 HP1. 2-20P
裏面：行き先 (例) 行き先、系統名、番号等

○9 接地極

○接地抵抗値は下記による。 接地極は既存流用とする

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
○ 共同接地	EA, D	Ω 以下	○EB (14φ) ×3 連 2 組 ○図面特記による
○ 共同接地	EA, C, D	Ω 以下	○EB (14φ) ×3 連 2 組 ○図面特記による
○ A 種接地	EA	10Ω 以下	○EB (14φ) ×3 連 2 組 ○銅板式 (900×900×1.5t)
○ B 種接地	EB	Ω 以下	○EB (14φ) ×3 連 1 組 ○銅板式 (600×600×1.5t)
○ D 種接地	ED	100Ω 以下	EB (10φ) × 1 (L=1,000 mm)
○ C 種接地	EC	Ω 以下	EB (14φ) ×3 連 2 組

○ 高圧避雷器	ELH	10Ω 以下	○EB (14φ) ×3 連 2 組 ○銅板式 (900×900×1.5t)
○ 避雷設備	EL	Ω 以下	○EB (14φ) ×3 連 2 組 ○銅板式 (900×900×1.5t)
○ 交換機用	E	Ω t 以下	EB (14φ) ×3 連 組
○ 通信用	EAt	10Ω 以下	EB (14φ) ×3 連 2 組
○ 通信用	ECt	100Ω 以下	EB (10φ) × 1 (L=1,000 mm)
○ 測定用	E0	－	EB (10φ) × 1 (L=1,000 mm)

B 種接地については、電力会社と協議する。

※印は、接地極寸法を示す。

- (1) 接地極の埋設位置で、監督職員の指示する箇所に接地極埋設標を設ける。

○10 SPD

SPD を ●低圧線路 ○弱電線路 に設ける。
○電灯分電盤 ●動力分電盤 ○弱電盤 ○図面特記参照

・11 ダブルナット

ねじ緩み止め用嫌気性接着剤を使用すること

○12 あと施工アンカーの施工後確認試験

○有 ●無

※引張り試験の箇所数について、監督職員と協議すること。

○13 取付高さ

名称	測点	取付高[mm]
ブラケット（一般）	床土～中心	2,100
” （踊場）	”	2,500
” （鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床土～下端	1,500 以上
	床土～上端	1,000 以下
スイッチ（一般）	床土～中心	1,300
” （バリアフリートイレ）	”	1,100
コンセント、電話用アット、直列ユニット	（一般）	” 300
”	（和室）	” 150
”	（台上）	台上～中心 150
コンセント（車庫）	床土～中心	800～1300
コンセント（車椅子用）	床土～中心	900
取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
引込開閉器箱（低圧）	床土～上端	1,800～2,200
分電盤、制御盤、実験盤	床土～中心	1,500
開閉器箱	”	1,500(上端 1,900 以下)
電磁開閉器用押しボタン	”	1,300
接地用端子箱	地上、床土～中心	500
雷保護用接地端子箱	床土～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス	床土～給油口	1,000
端子盤（EPS 電気室）	床土～中心	1,500
壁付電話機	床土～中心	1,300
親時計	”	1,500
子時計、スピーカ	”	（天井高）×0.9
アッテネータ	”	1,300
出退表示盤	”	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	”	1,300
インターホン	”	1,300
外部受付用インターホン子機	”	1,100
呼出ボタン（バリアフリートイレ）	”	900（400）
復帰ボタン（ ” ）	”	1,800
廊下表示灯（ ” ）	”	2,000
テレビ機器収容箱	”	1,800
火報受信機（複合盤）、副受信機	床土～操作部	800～1,500
総合盤（機器収容箱）	”	800～1,500
発信機	”	800～1,500
警報ベル	”	（天井高）×0.9
表示灯	”	（天井高）×0.8
連動制御器（自動閉鎖）	”	1,500
ガス漏れ検知器（LPG ガス）	”	300
” （都市ガス）	天井面～中心	（天井面）-200

[備考]（天井高）×0.9 及び（天井高）×0.8 は天井高が 2500～3000mm の場合に適用する。

注）天井高 3,000mm 以上の場合及び上記取付高さにおいて、機器の使用に支障が生じる場合は監督職員と協議する。

呼び出しボタン（バリアフリートイレ）の取付高さ（400）は床に転倒した時を考慮した高さを示す。

・14 天井仕上げ表示

図面において、室名に（ ）を付したものは直天井の室、それ以外は二重天井の室を示す。

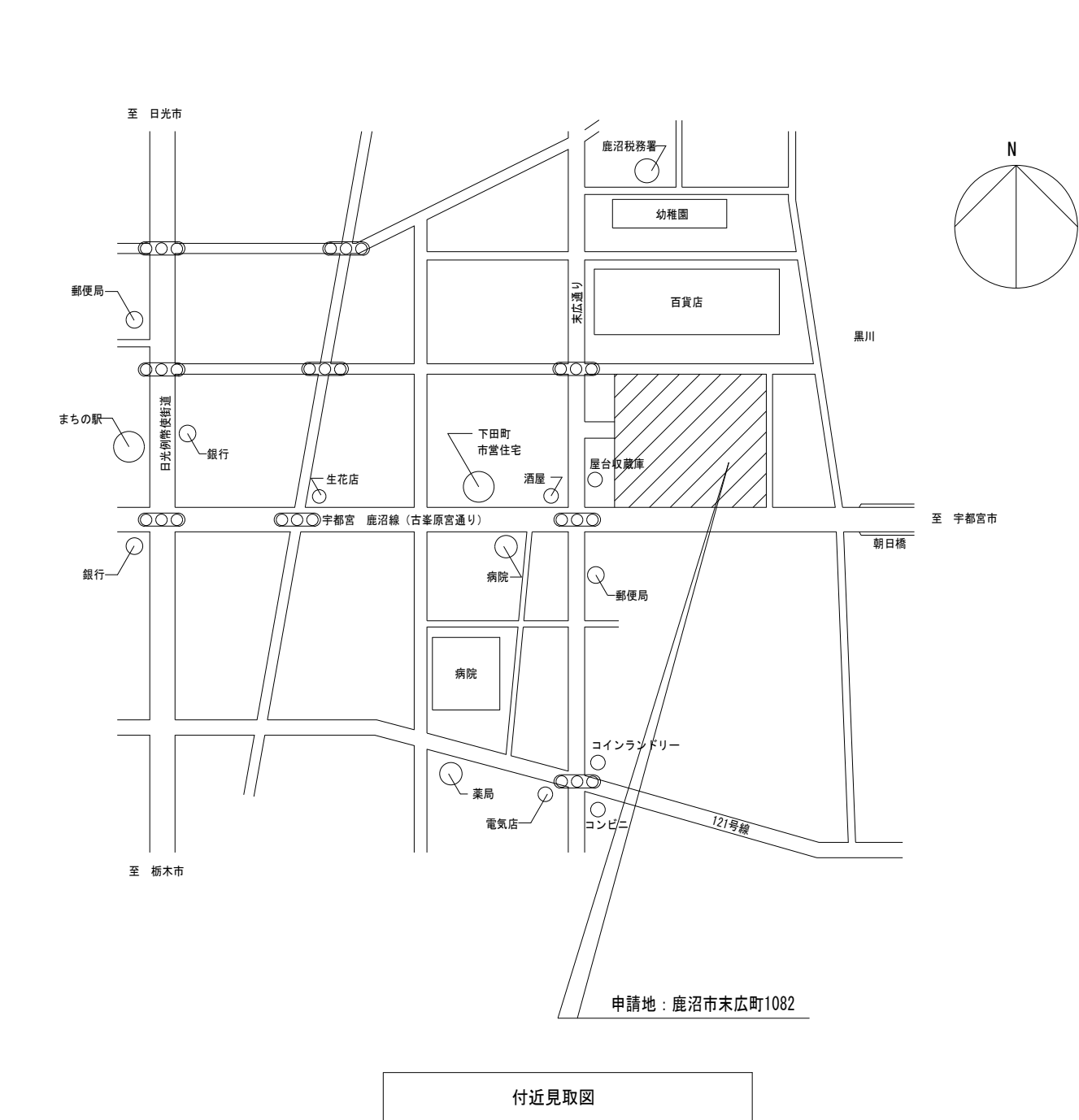
○15 他工事との取り扱い

別表－1 による他工事との取り扱いについては、機器の位置、取合い等の検討できる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

別表－1 他工事との取り扱い

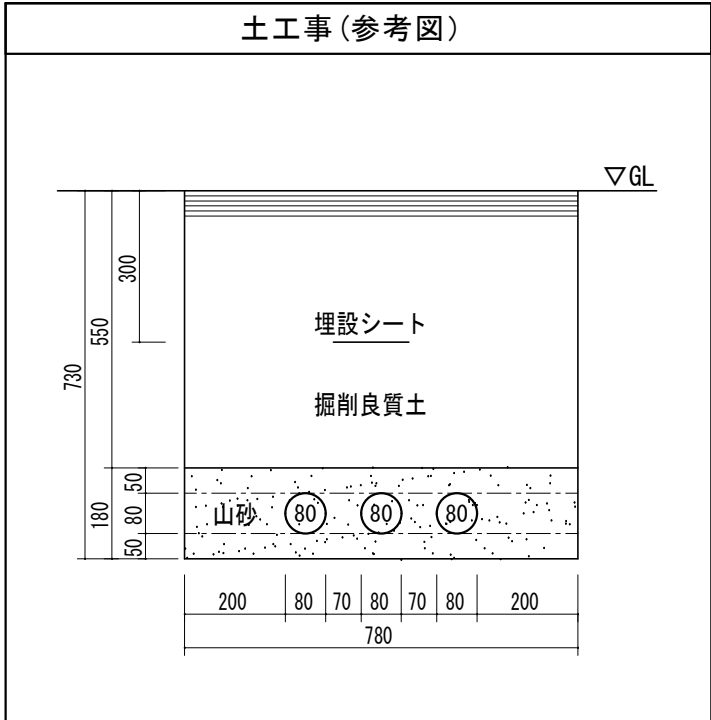
工事内容	機械設備工事	電気設備工事	●印を適用する				
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクルまで）	○	●	○	○	○	○	○
仮設電力の引込み（上記以降）	●	●	○	○	○	○	○
仮設電力の電気使用料	●	●	○	○	○	○	○
仮設水道の引込み	●	●	○	○	○	○	○
仮設水道の水道使用料	●	●	○	○	○	○	○
室内機と室外機の通信配線、配管	●	○	○	○	○	○	○
個別リモコン及び集中リモコン	●	○	○	○	○	○	○
同上通信配線、配管	●	○	○	○	○	○	○
集中リモコンの電源配線	○	●	○	○	○	○	○
デマンド用配線、配管	●	○	○	○	○	○	○

工事名称	鹿沼市立東小学校屋内運動場空調設備設置工事（電気設備工事）		
図面名称／縮尺	特記仕様書（その2）		図面番号
設計年月日	令和8年8月31日		E－02
設計者	一級建築士 第227885号 菅沼 徹		
発注者	鹿沼市		



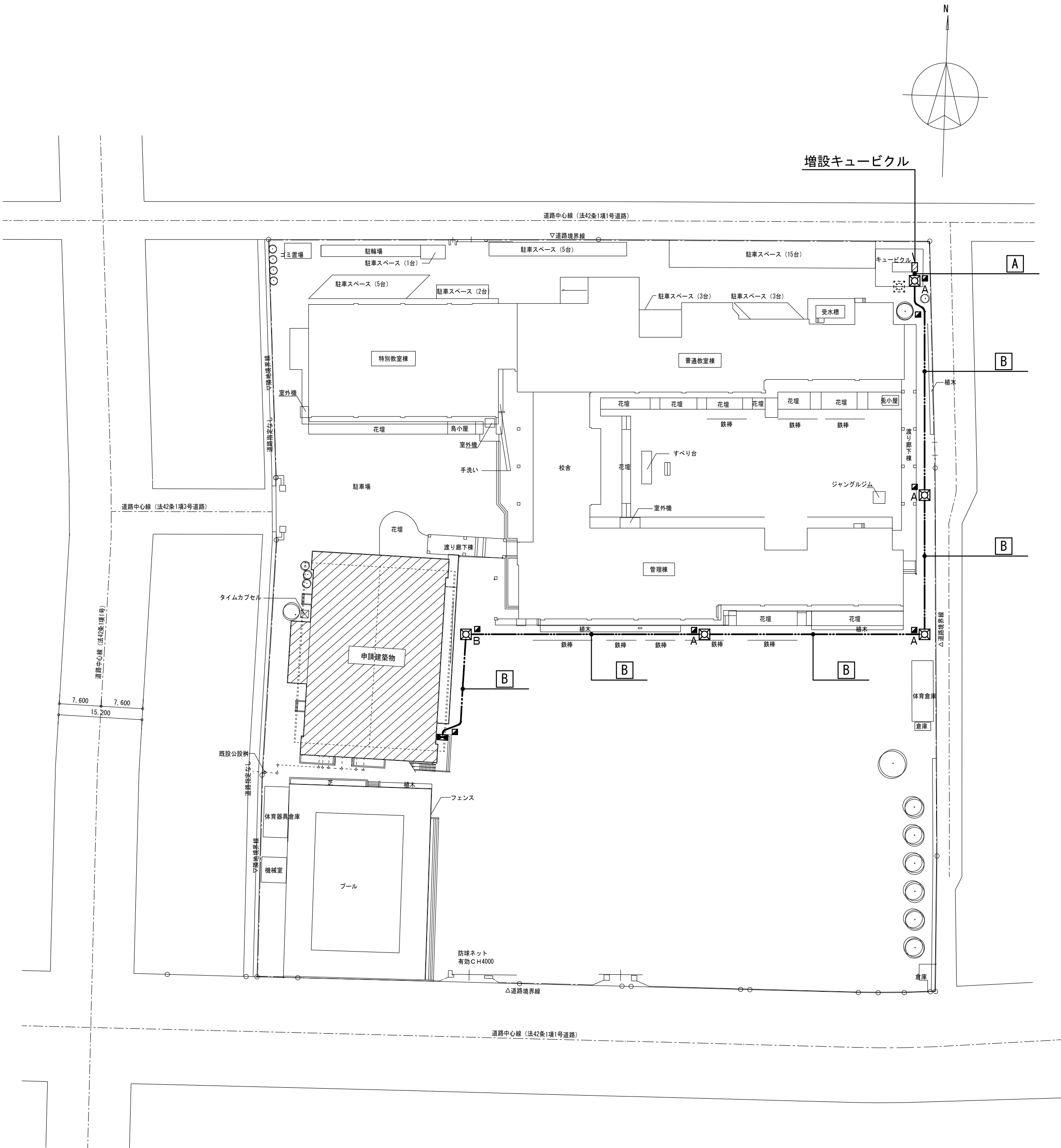
凡 例			
	A	ハンドホール	900×900×900 R2K-60
	B	ハンドホール	900×900×900 R8K-60
		既設ハンドホール	
		ケーブル埋設表示杭	コンクリート製

- 地中管路の埋設深さは下記とする
・低圧幹線：GL-600
- ケーブル埋設シート敷設すること
- ケーブル埋設表示杭を設置すること
- 露出部分は金属管保護とする
- 東門から渡り廊下棟付近は登下校時の利用があるため
特に安全に注意し施工すること



A			
EM-CET150° E14°	FEP80	動力幹線	
EM-CET150°	FEP80	動力幹線	
—C—	FEP80	予備	
—C—	FEP80	予備	
—C—	FEP80	予備	

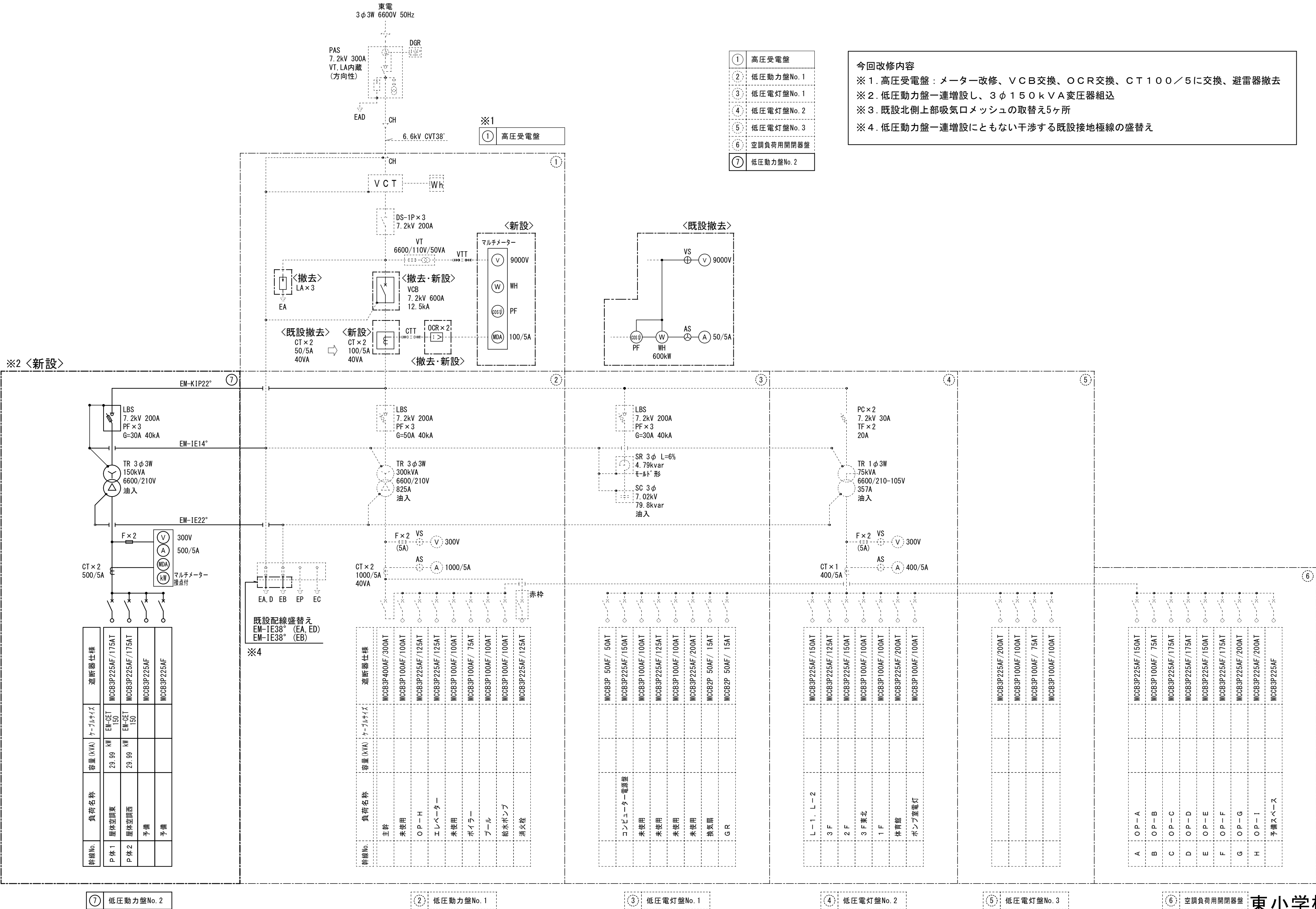
B 地中埋設配管			
EM-CET150° E14°	FEP80	動力幹線	
EM-CET150°	FEP80	動力幹線	
—C—	FEP80	予備	

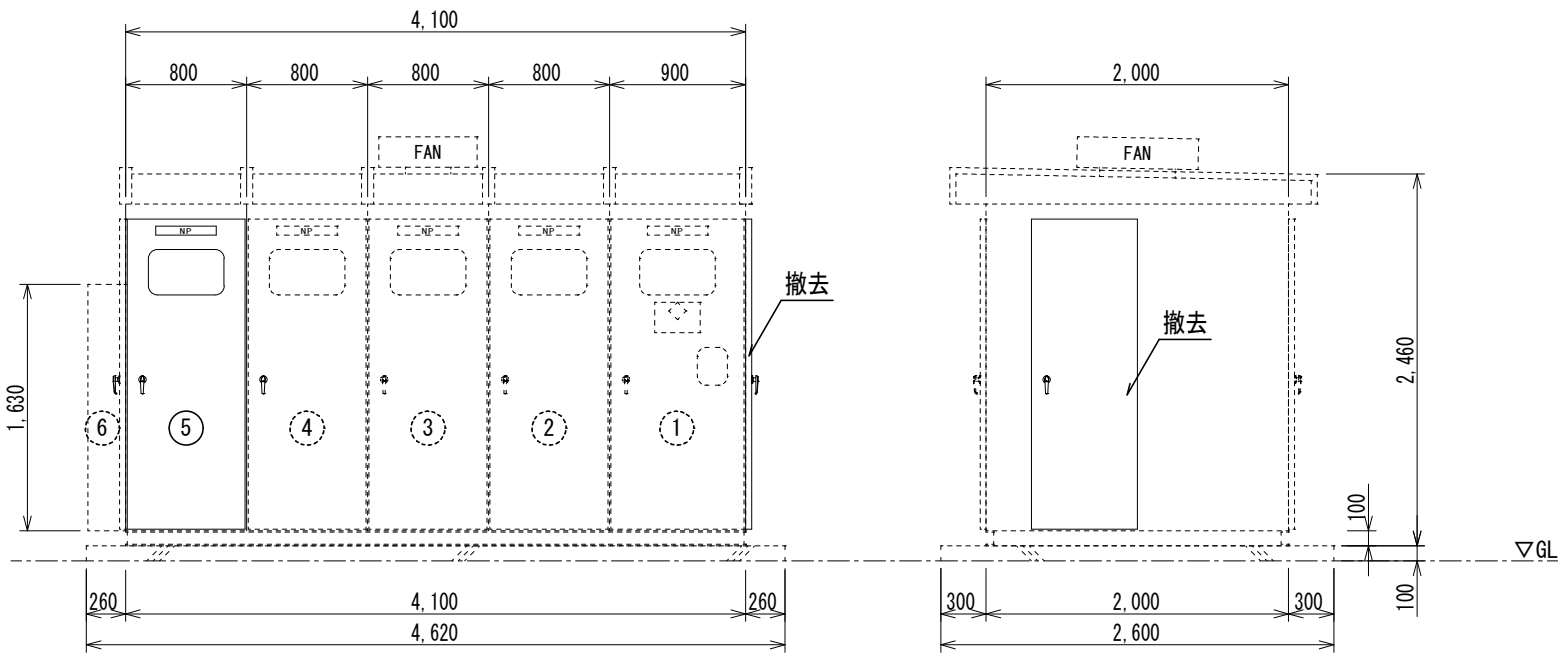


配置図 S=1:600

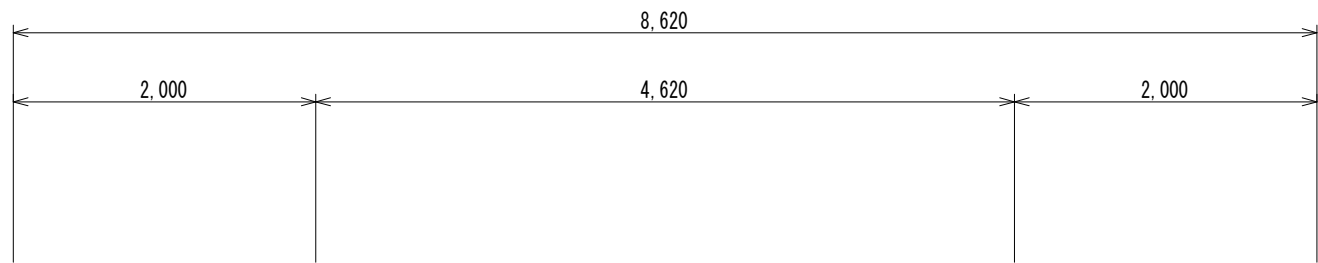
東小学校

	塩谷郡高根沢町光陽台5丁目13番2号 TEL 028-675-4608 株式会社 三 進 (建設大臣) 登録第227885号 一級建築士 菅沼 徹 (栃木県) 知事登録 第 A (ト) 1911号	承認	設計	担当		縮 尺 A241A' : 1/600 完成年月日	工 事 名 鹿沼市立東小学校屋内運動場空調設備設置工事(電気設備工事)	E-03 NO
							図面名称 付近見取図 配置図	



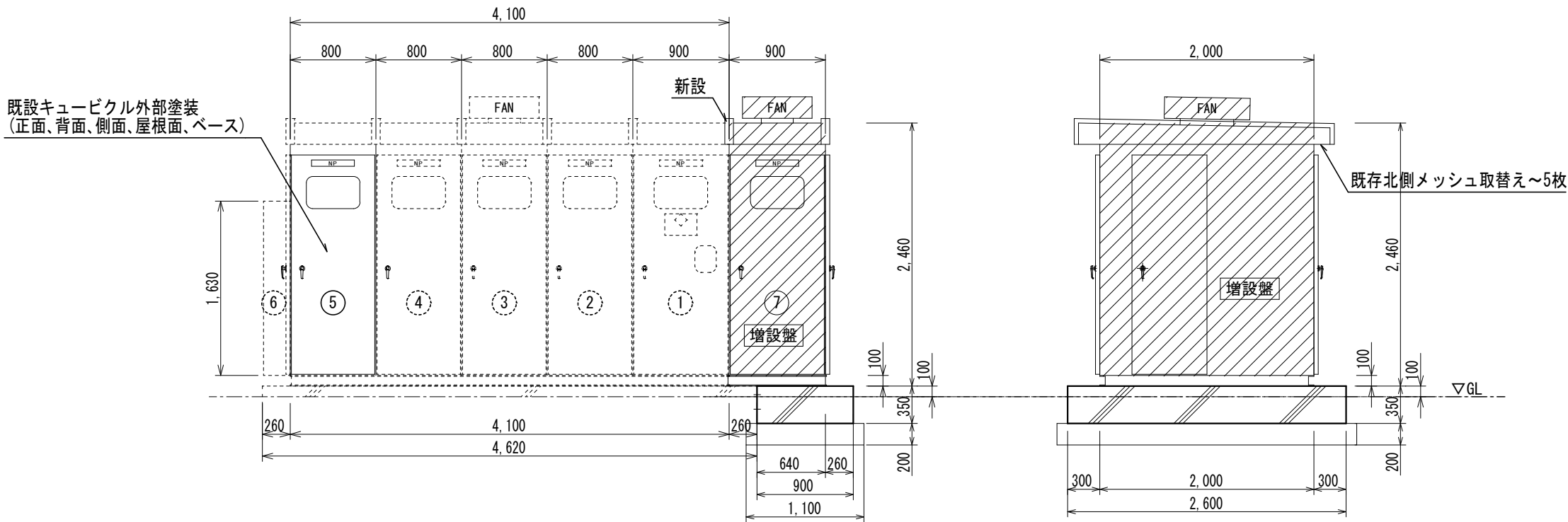


屋外キュービクル参考姿図（改修前）（S=1/50）



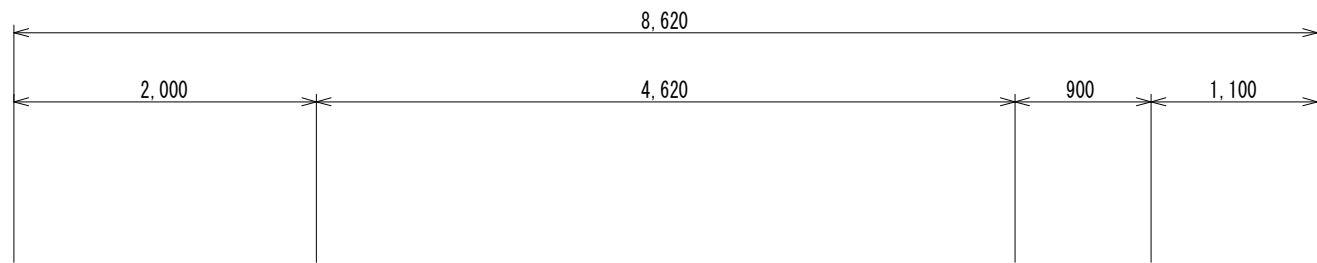
屋外キュービクル平面図（改修前）（S=1/50）

- ① 高圧受電盤
- ② 低圧動力盤No. 1
- ③ 低圧電灯盤No. 1
- ④ 低圧電灯盤No. 2
- ⑤ 低圧電灯盤No. 3
- ⑥ 空調負荷用開閉器盤

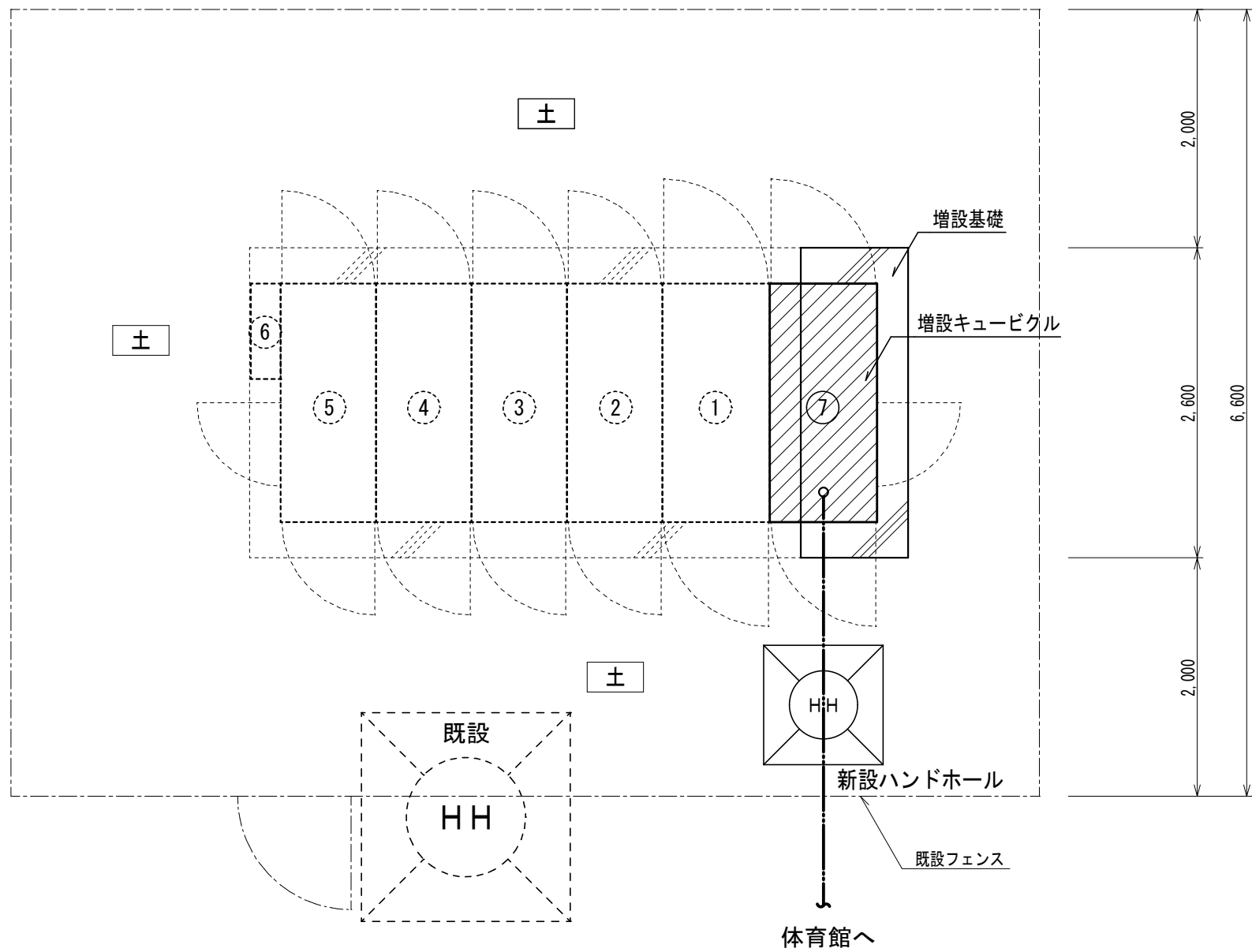


屋外キュービクル参考姿図（改修後）（S=1/50）

※既存キュービクル外部塗装
外部をシリコン系耐候性塗装する
（下地調整の上、錆止め塗装、耐候性塗装中塗り1回・上塗り1回）



- ＜改修＞① 高圧受電盤
- ② 低圧動力盤No. 1
- ③ 低圧電灯盤No. 1
- ④ 低圧電灯盤No. 2
- ⑤ 低圧電灯盤No. 3
- ⑥ 空調負荷用開閉器盤
- ＜増設＞⑦ 低圧動力盤No. 2

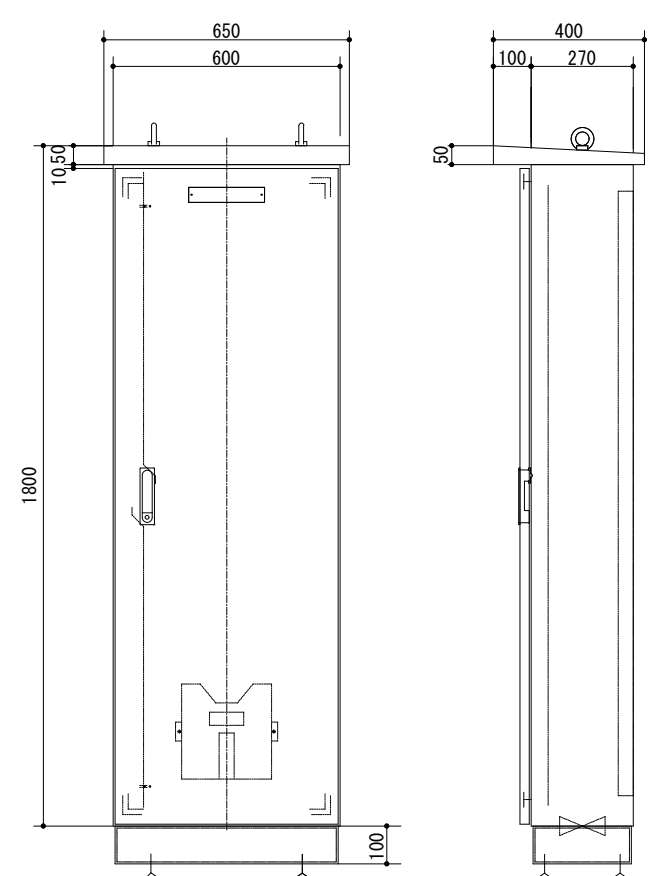
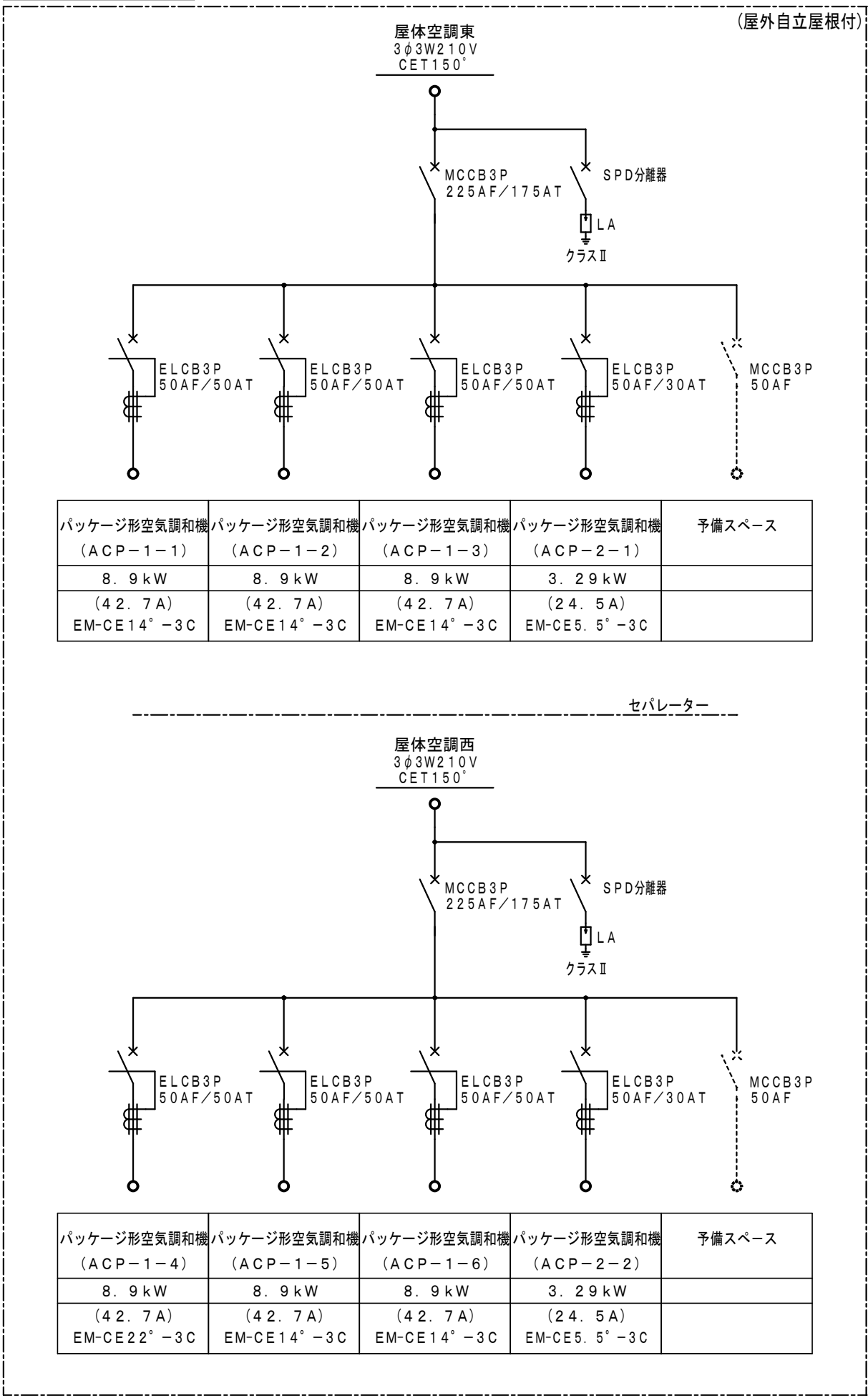


屋外キュービクル平面図（改修後）（S=1/50）

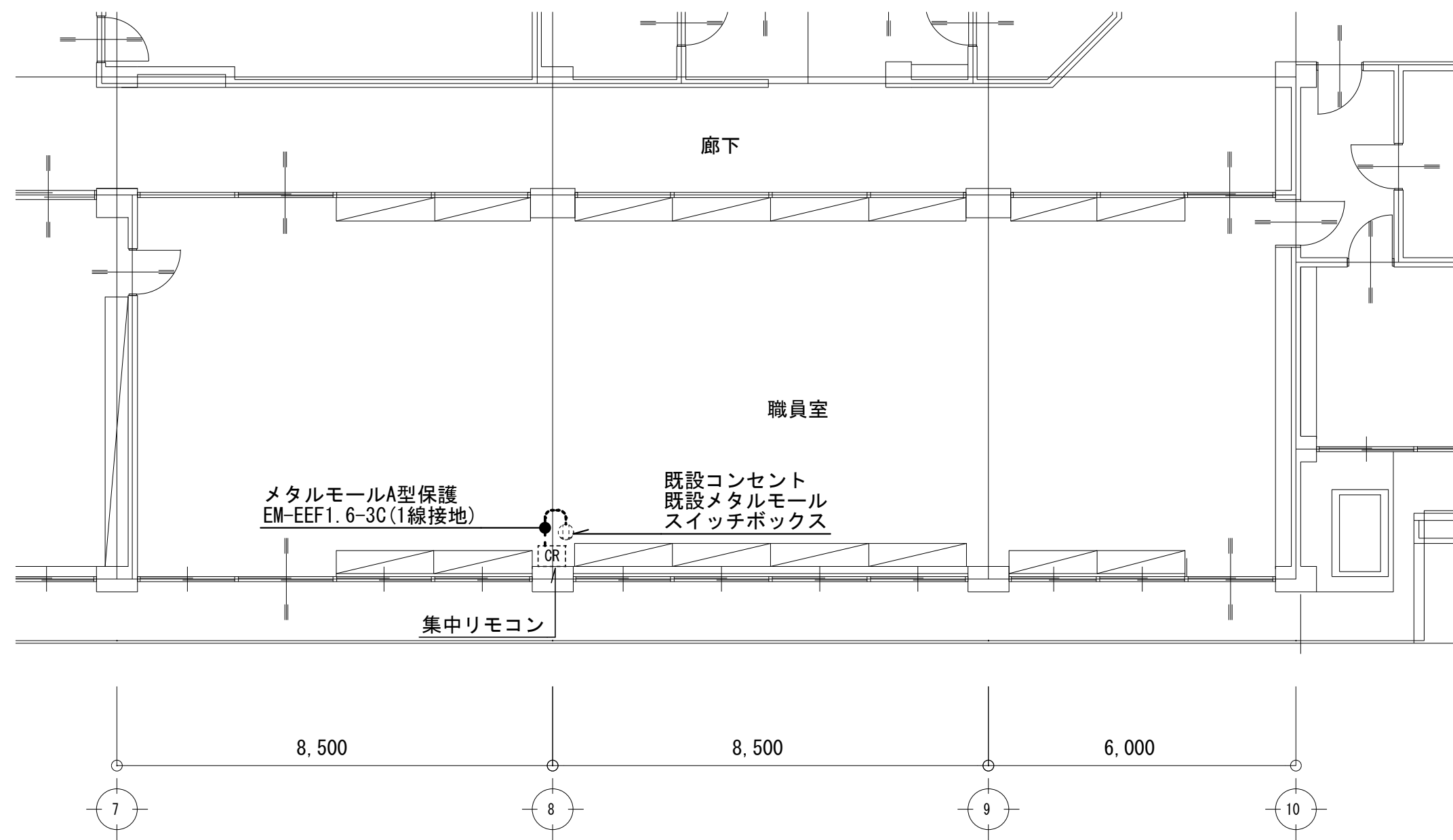
東小学校

								縮 尺 A294x' : NS	工 事 名		E - 05	
									鹿沼市立東小学校屋内運動場空調設備設置工事（電気設備工事）			
									図面名称			
								完成年月日		受変電設備 平面図・参考姿図		NO

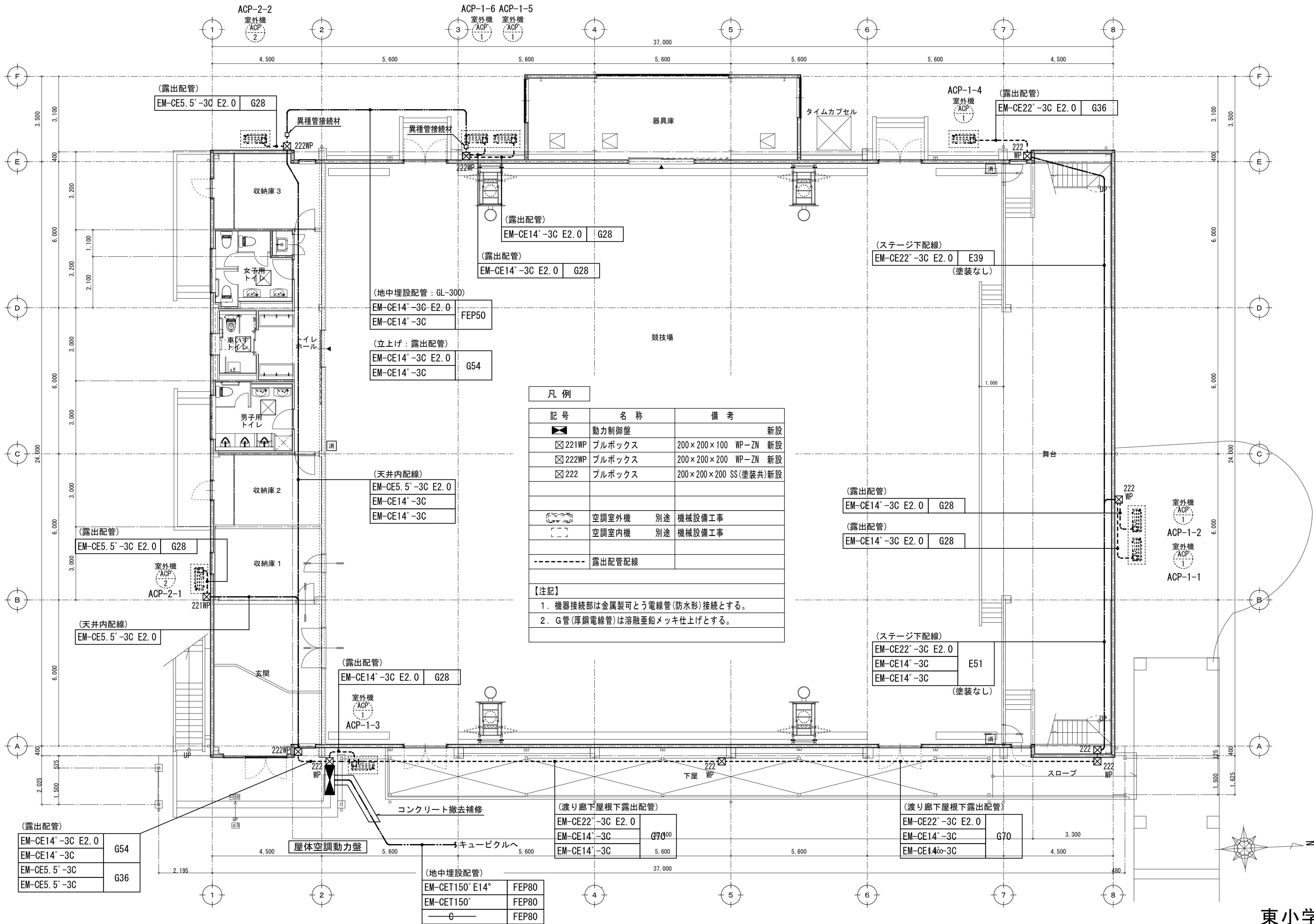
屋体空調動力盤



参考姿図

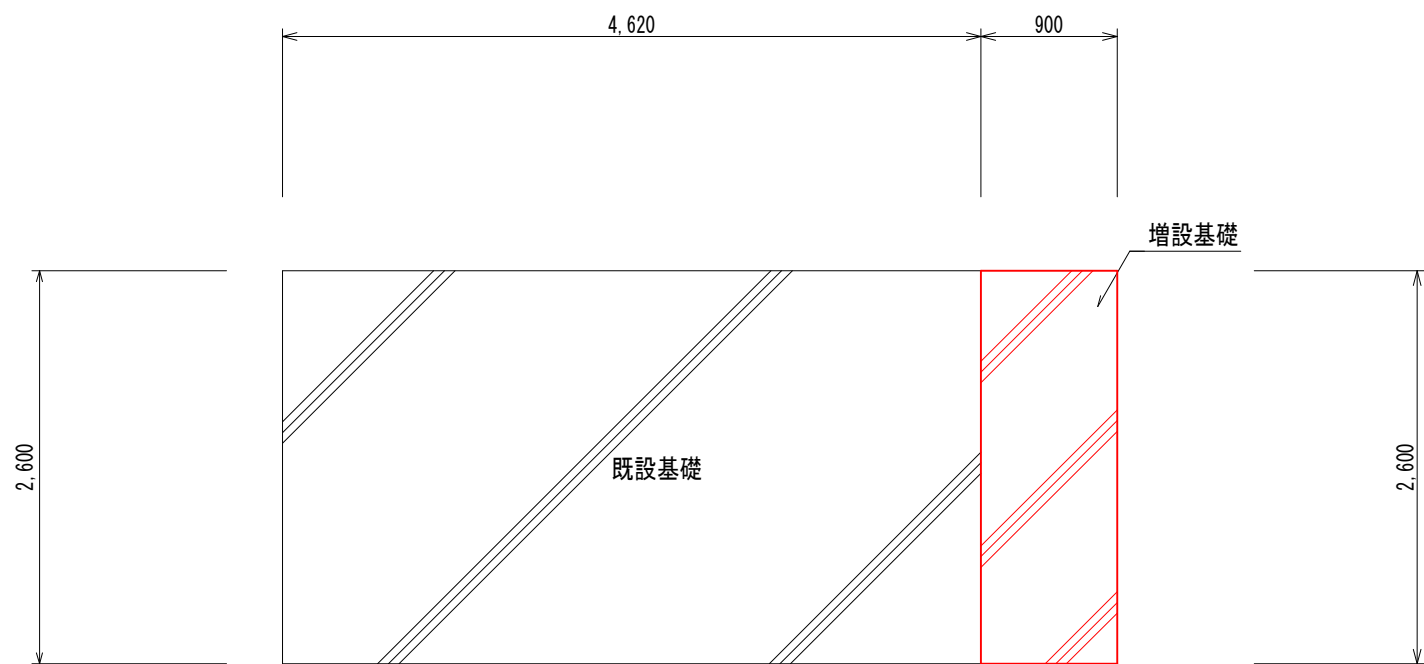


(注記)
1. 空調機器の選定に伴い、ブレーカー容量を再確認すること。

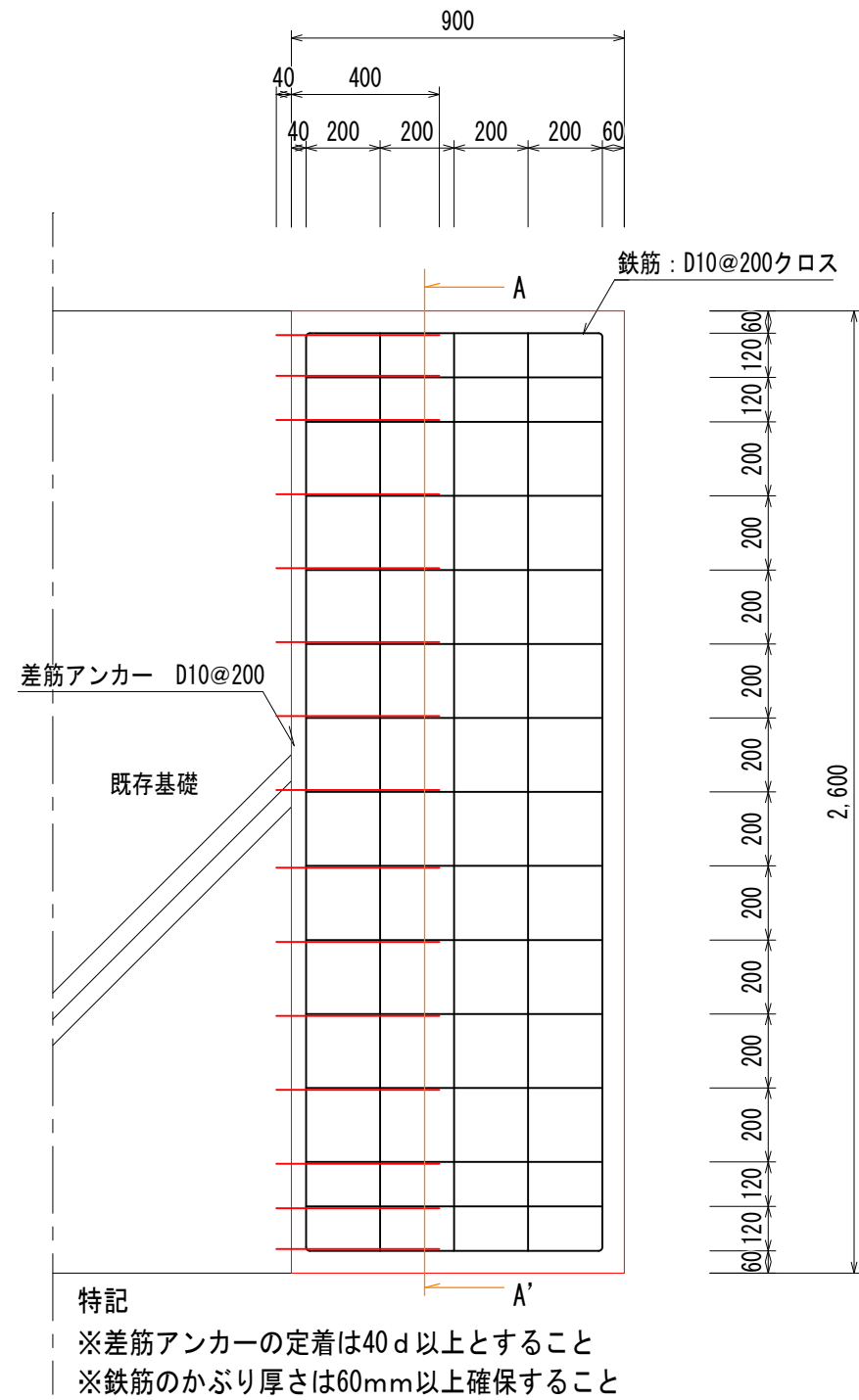


東小学校

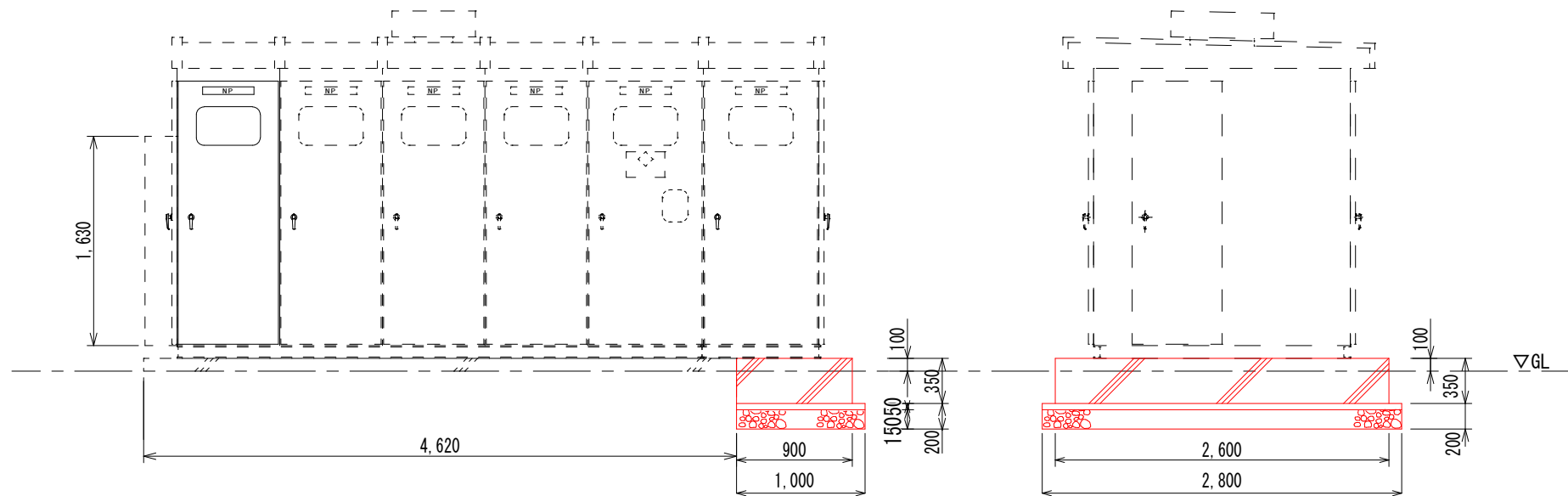
塩谷郡高根沢町光陽台5丁目13番2号 TEL 028-675-4608				承認	設計	担当	縮尺 A241x: 1/100	工事名 鹿沼市立東小学校屋内運動場空調設備設置工事(電気設備工事)	E-07
株式会社 三 進							完成年月日	図面名称 動力設備 1階平面図	
(建設大臣) 登録第227885号 一級建築士 菅沼 徹 (栃木県) 知事登録 第 A (ト) 1911号									



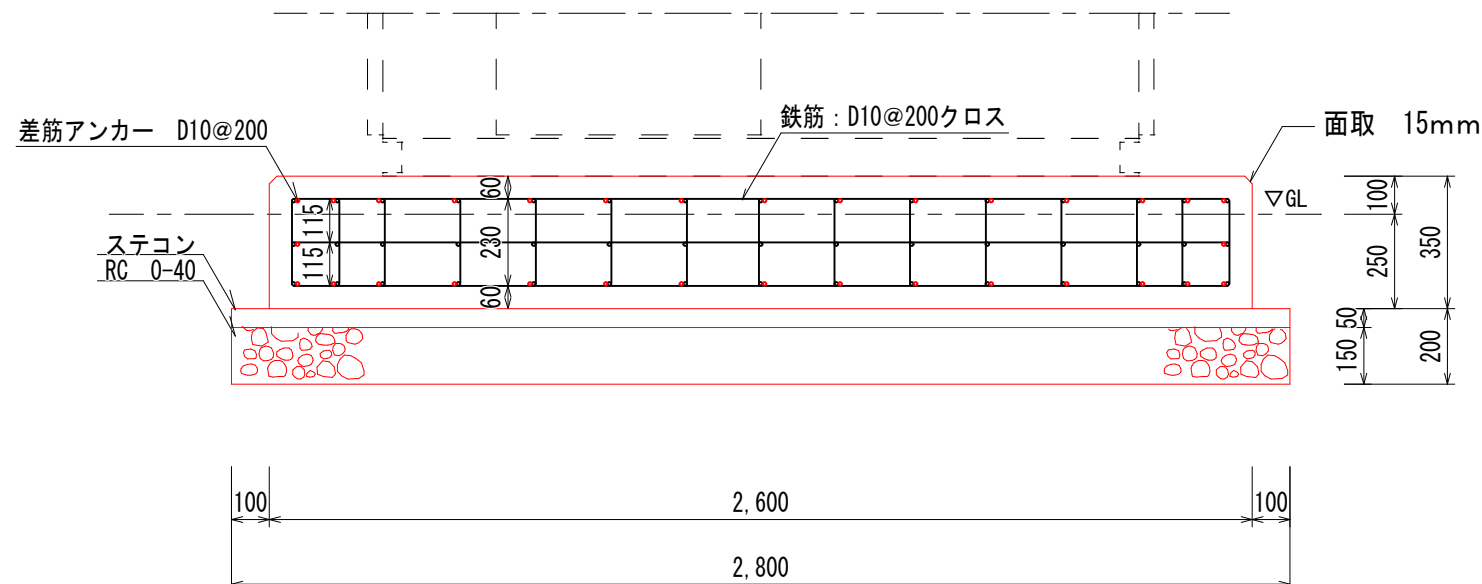
基礎平面図（改修後） (S=1/50)



基礎構造図 (S=1/20)



基礎図（改修後） (S=1/50)



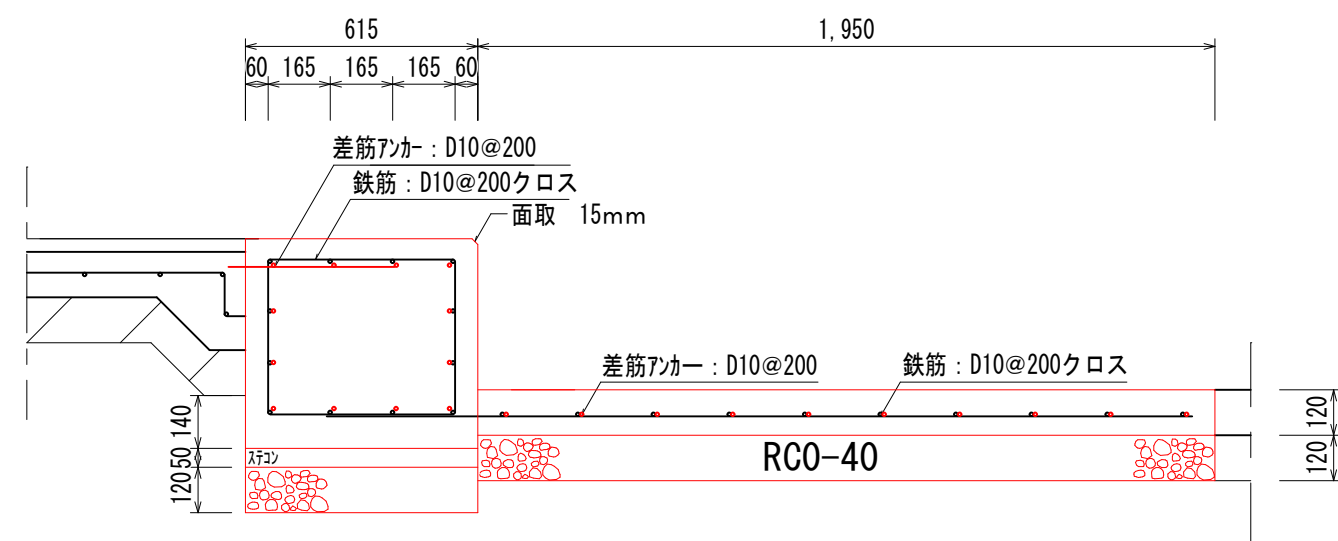
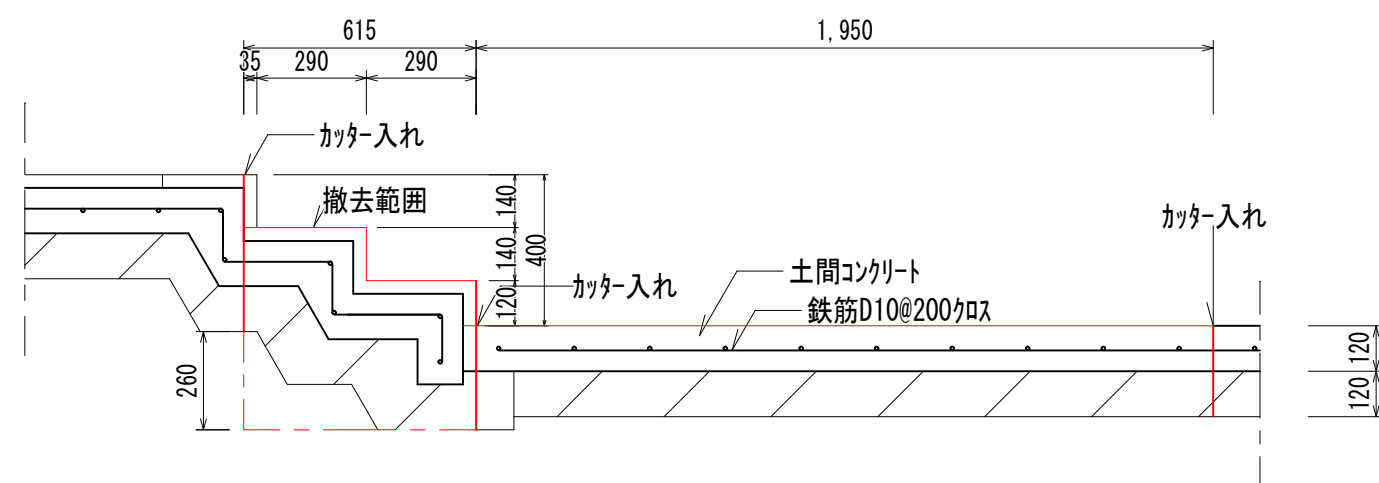
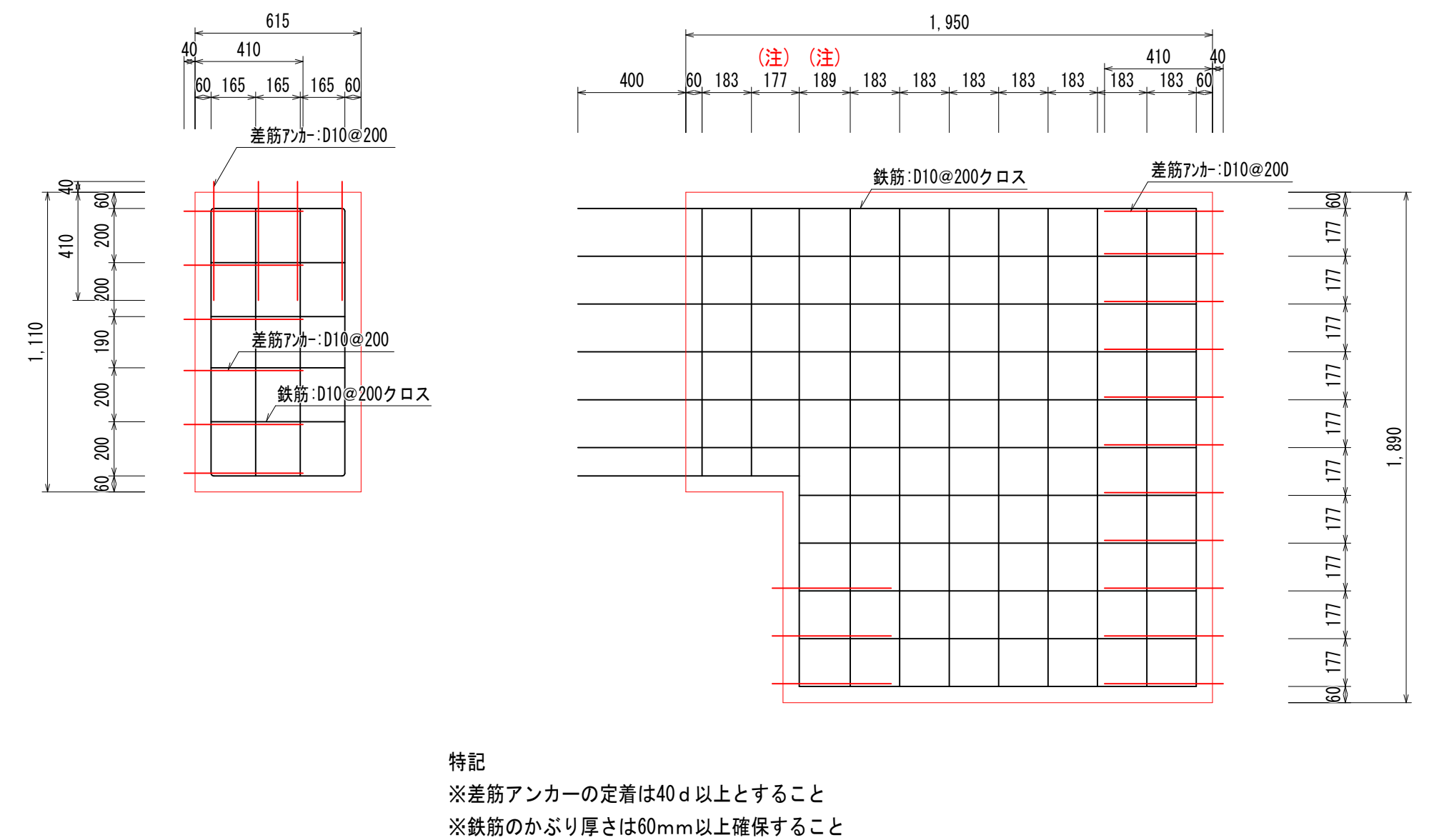
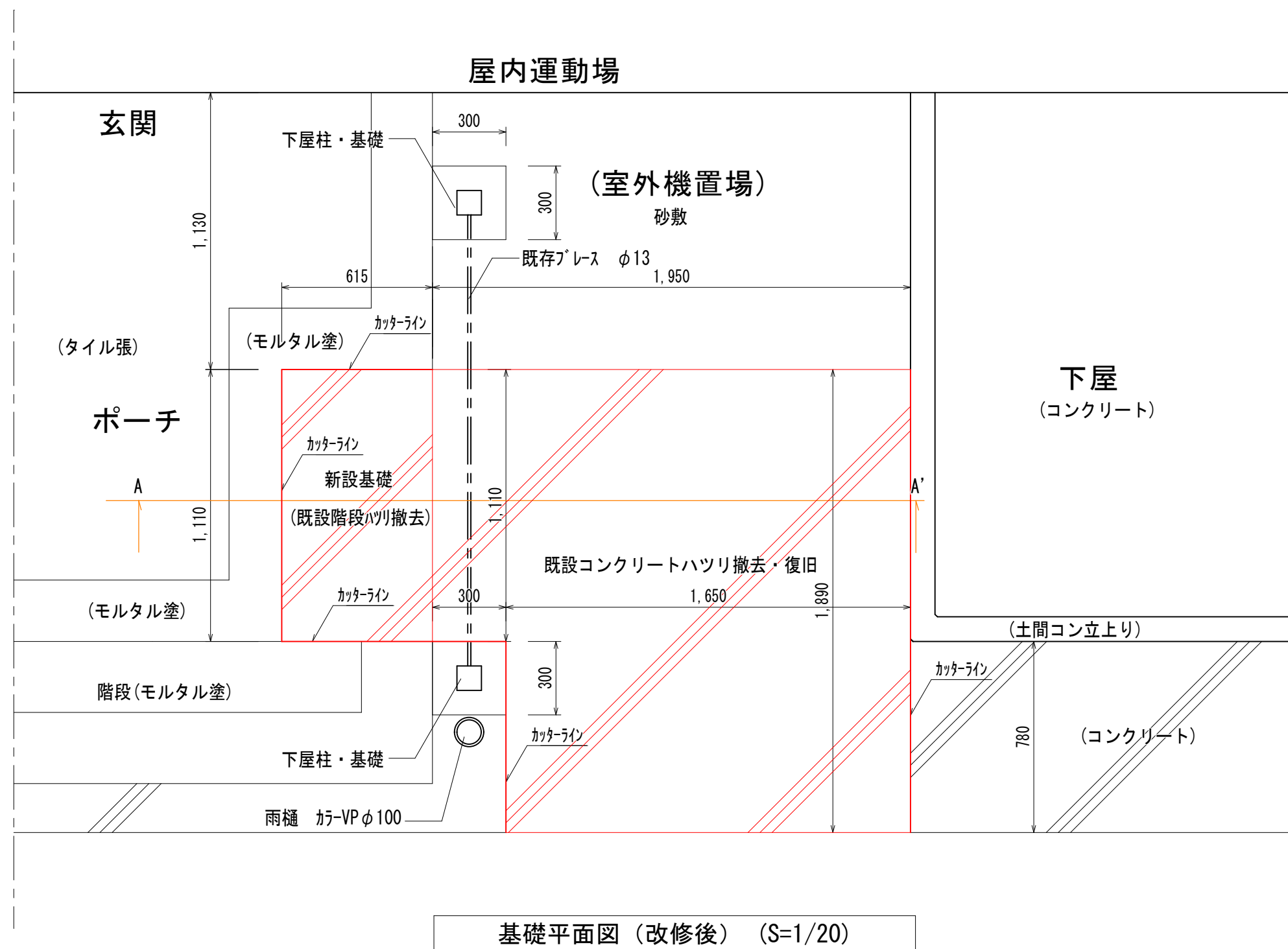
A-A' 断面図 (S=1/20)

材料 捨コンクリート：Fc=18N/mm²
コンクリート：Fc=21N/mm²
鉄筋：D10@200クロス
差筋アンカー：D10@200
砕石：RC0-40

基礎詳細図 S=図示(A2サイズ)

東小学校

	塩谷郡高根沢町光陽台5丁目13番2号 TEL 028-675-4608 株式会社 三 進 (建設大臣) 登録第227885号 一級建築士 菅沼 徹 (栃木県) 知事登録 第 A (ト) 1911号	承認	設計	担当	縮尺 A2サイズ：図示 完成年月日 R8.8.31	工事名 鹿沼市立東小学校屋内運動場空調設備設置工事 (電気設備工事)	E-08 NO
						図面名称 基礎詳細図(1)	

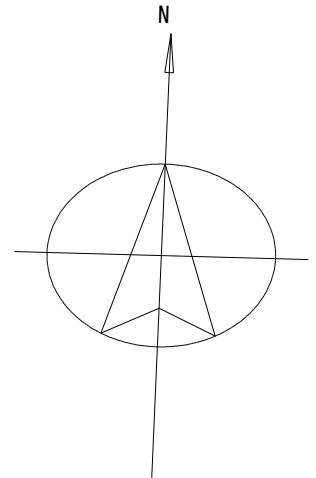


捨コンクリート： $F_c=18\text{N/mm}^2$
 コンクリート： $F_c=21\text{N/mm}^2$
 鉄筋：D10@200クロス
 差筋アンカー：D10@200 L=0.45m
 RC0-40 120mm
 山砂 180mm

A-A' 断面図 (改修後) (S=1/20)

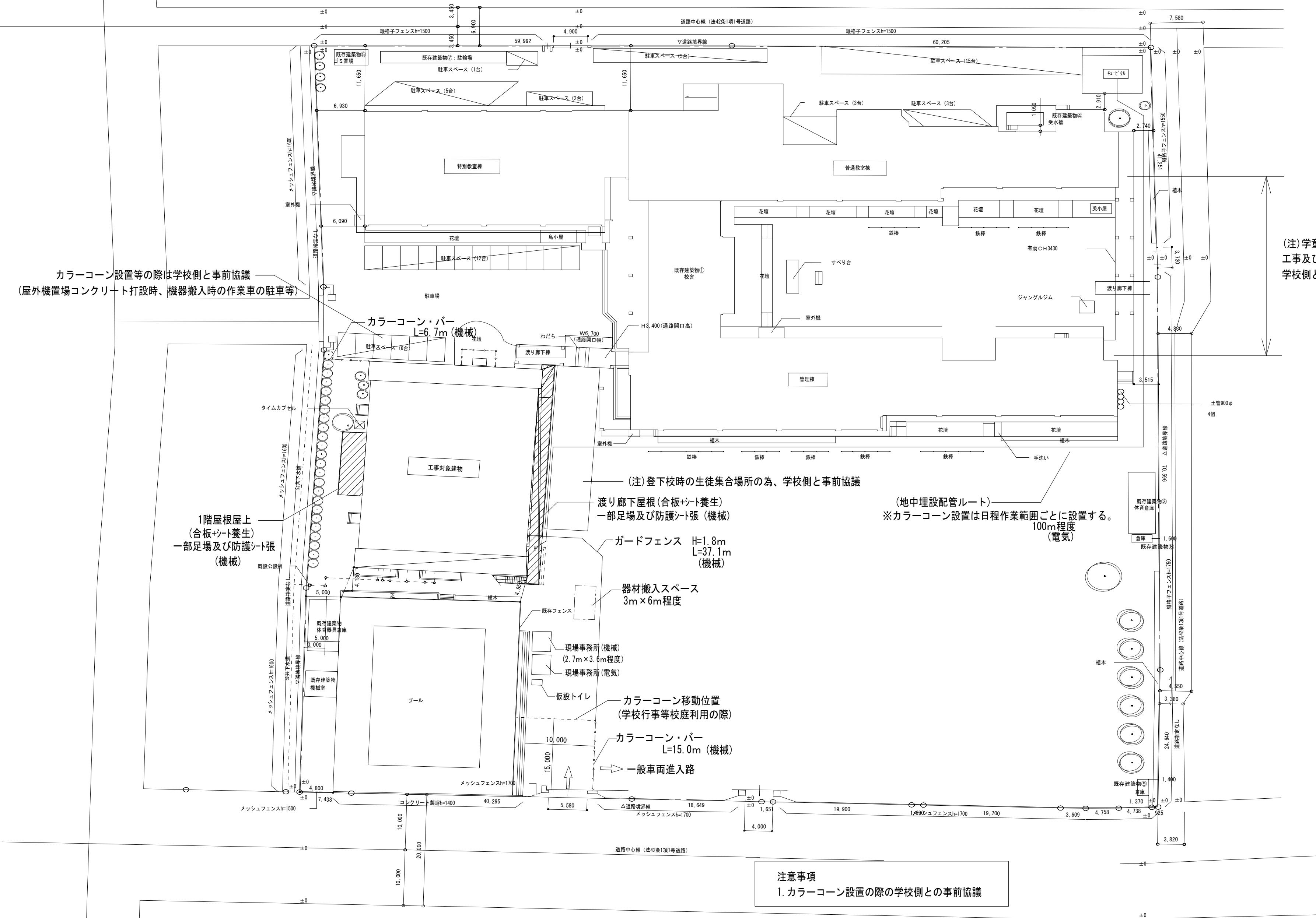
東小学校

	塩谷郡高根沢町光陽台5丁目13番2号 TEL 028-675-4608 株式会社 三 進 (建設大臣) 登録第227885号 一級建築士 菅沼 徹 (栃木県) 知事登録 第 A (ト) 1911号	承 認	設 計	担 当	縮 尺 A247(1/2) : 図 示 完成年月日 R8.8.31	工 事 名 鹿沼市立東小学校屋内運動場空調設備設置工事 (電気設備工事)	E-09 NO
						図面名称 基礎詳細図(2)	



カラーコーン設置等の際は学校側と事前協議
(屋外機置場コンクリート打設時、機器搬入時の作業車の駐車等)

(注)学童保育利用の為、
工事及びカラーコーン設置の際は
学校側と事前協議



注意事項
1. カラーコーン設置の際の学校側との事前協議

〈参考〉仮設計画図 S=NON. SCALE

工事車両進入路

ガードフェンス H=1.8m

現場事務所 2.7m×3.6m程度

電気地中埋設配管

児童集合場所

養生範囲

東小学校

	塩谷郡高根沢町光陽台5丁目13番2号 TEL 028-675-4608	承認	設計	担当		縮 尺	工 事 名	E-10
	株式会社 三 進						鹿沼市立東小学校屋内運動場空調設備設置工事(電気設備工事)	
	(建設大臣) 登録第227885号 一級建築士 菅沼 徹 (栃木県) 知事登録 第 A (ト) 1911号				完成年月日	図面名称 仮設計画図		
								NO